

令和3年度

専門訴訟担当裁判官事務打合せ

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局  
最高裁判所事務総局行政局

この資料は、令和3年9月に、各高等裁判所の所在地にある地方裁判所並びに横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の地方裁判所の民事専門訴訟（医事関係訴訟、建築関係訴訟、商事関係訴訟、交通関係訴訟、行政関係訴訟、労働関係訴訟及び知的財産関係訴訟）を担当する専門部又は集中部の部総括裁判官又はこれに準ずる裁判官（ただし、高松地方裁判所にあつては、これらの民事専門訴訟を担当する部総括裁判官）が出席（ウェブ会議の方法）して開催された専門訴訟担当裁判官事務打合せの協議結果の要旨を取りまとめたものである。各協議結果の概略は次のとおりである。

# 1 協議事項1（専門訴訟のプラクティスの集積・共有・発信・実践の在り方について）について

(1) 専門部及び集中部（以下「専門部等」という。）における審理運営上のプラクティスの集積・共有や専門部等非設置庁（以下「非設置庁」という。）への発信の取組について、こうした取組を定着させ、より合理的・効果的なものとするためには、ニーズを踏まえたものであることが望ましく、さらに、特定の個人の努力に依存しない組織的かつ持続可能な取組としていく必要があるという観点から協議がされた。

ア まず、プラクティスの集積・共有のための部内・庁内における取組と庁を越えた取組のそれぞれについて、執務要領やデータベース等の作成、ミーティング等の活用、各庁の集中部同士の意見交換会の実施等の取組例が紹介された。同時に、継続の困難さや取組のための負担という課題についても指摘され、これに対する方策として、事前準備不要で議事録を作成しない部内ミーティングの実施や、他庁との協議会について負担の少ない方法に見直すための具体的な取組等の工夫例が紹介された。

そして、今後の取組の方向性として、オンライン方式の活用等の新たな取組の提案がされた。

イ 次に、専門部等から非設置庁に対するプラクティスの発信の在り方について協議がされ、専門部等が一定の役割を果たしていく必要があるとの認識については、専門部等の裁判官の間で一定程度共有されているとの指摘がされるとともに、非設置庁への発信のために行われている取組として、高裁管内の非設置庁との協議会や意見交換会等の具体例が紹介された。

また、非設置庁のニーズを踏まえた発信の在り方についても意見交換が行われ、非設置庁は、必ずしも庁や部としての見解を求めている

わけではなく、文献等に記載されていない事項について勘所やポイントなどの言語化しにくい点を知りたいと考えて専門部等に所属する裁判官に相談する場合もあるというニーズを踏まえ、非設置庁に対する情報提供として、ウェブ会議等を利用して裁判官室での議論のように気軽に意見交換する機会があってもいいのではないかと、もっとも、その際には、専門部等としての見解ではなく裁判官個人の経験を話すレベルのものであることを認識してもらう必要があるとの指摘があった。そのほか、非設置庁からの問合せを受け付ける相談窓口の設置を検討しているとの発言もあった。

- (2) 次に、プラクティスを実践に移すに当たっては、弁護士にプラクティスを十分に理解してもらい、これを踏まえた訴訟活動をしてもらうよう働き掛けていくことが重要であるところ、弁護士に対する働き掛けに係る各庁・各専門分野における取組の実情及び課題について意見交換がされ、効果的な働き掛けを行っていくための方策について議論がされた。

弁護士会との勉強会や、交通事故における一覧表を利用した新たな審理を導入するに当たっての弁護士に対する働き掛けの取組等の具体例について紹介がされるとともに、今後、IT化が進む中で新たな審理運営のプラクティスを導入・実践していくに当たり、弁護士に対する効果的な働き掛けの在り方を模索し、それを実践することが重要であることが確認された。

## 2 協議事項2（専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性等について）について

専門訴訟のプラクティスの中には、他の専門分野や通常の民事訴訟で応用することが可能なものも少なくないと考えられ、また、既存の専門訴訟の審理運営の在り方にとらわれることなく、専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性を探っていくことは、専門訴訟の審理運営の在り方を見直す一つのきっかけとなり得るのみならず、IT化が進む中で今後の民事訴訟のあるべき姿を検討していく上でも有益である。そのような観点から、専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性や、IT化が進む中で、専門訴訟につき、審理運営上の工夫をいかに図っていくかについて意見交換がされた。

- (1) まず、専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスとして実践されている一覧表を用いた審理の応用可能性について協議がされた。

応用可能性を議論する前提として、一覧表を用いた争点・証拠整理が

行われている目的やその本質的な有用性について意見交換がされたところ、一覧表には判断枠組みが組み込まれており、当事者にその枠組みに沿った適切な主張を促すことができる、主張・争点・証拠の整理の状況を可視化することにより、裁判所と当事者の間で認識を共通化し、一覧表を審理のロードマップとして争点・証拠整理を進めることができるなどの指摘がされた。

このような本質的な有用性を踏まえ、一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスを専門訴訟以外の民事訴訟一般においても応用することが可能である旨の指摘がなされ、一覧表を用いた審理の実践例が紹介されるとともに、どのような目的でどのような一覧表を利用して争点・証拠整理を行うかについて当事者と早い段階で意見交換することが重要である、一覧表の作成を自己目的化してはならず、当事者に対しては作成の趣旨・目的を明確に説明する必要があるとの指摘がされた。

(2) 次に、専門訴訟におけるその他のプラクティスの応用可能性について意見交換がなされたところ、医療事件における過失論や専門家の活用方法の応用可能性等について指摘がされ、専門訴訟におけるプラクティスの民事訴訟一般における応用可能性を検討することにより、既存の審理運営の在り方にとらわれない民事訴訟のあるべき姿を検討していくことが重要であることが改めて確認された。

(3) また、IT化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について意見交換がされ、Teamsの各種機能を利用することにより、争点・証拠整理の充実や口頭議論の活性化につながっているとの指摘や、証拠の提出方法について弁護士会とも議論する必要があるとの指摘等がされた。

### 3 協議事項3（専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について）について

(1) 専門的知見は、当該専門分野の専門訴訟において必要とされるにとどまらず、他の専門分野や通常の民事訴訟においても必要とされることが少なくなく、また、専門部等にとどまらず、非設置庁においても必要とされることから、専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について意見交換がされた。

他庁所属の専門委員の職務代行を依頼するに当たっては、各庁が専門家団体との間で取り決めるなどした各庁特有のルールに従う必要があるため、ハードルの高さを感じる、医事関係の鑑定人ネットワークにお

いては推薦依頼できるのは医事関係訴訟に限られるという制約があるといった指摘がされ、専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用を促進するためには、こうした各庁特有のルールや制約を解消するための取組をする必要があるとの認識が示された。

- (2) 次に、専門的知見を積極的に活用する前提として、様々な専門分野の専門家を確保する必要があるところ、専門家の確保に当たってのあい路や、あい路を解消するための方策について意見交換がされた。

## 目 次

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 協議事項 1 専門訴訟のプラクティスの集積・共有・発信・実践の在り方について.....    | 1  |
| 【協議の概要】 .....                                  | 1  |
| 1 専門部等におけるプラクティスの集積・共有の在り方について.....            | 1  |
| (1) プラクティスの集積・共有の取組の実情について .....               | 1  |
| (2) プラクティスの集積・共有の取組における課題について .....            | 2  |
| (3) 今後の取組の方向性について .....                        | 3  |
| 2 専門部等から非設置庁に対するプラクティスの発信の在り方について.....         | 3  |
| (1) 専門部等が果たすべき役割に係る認識の実情について .....             | 3  |
| (2) 非設置庁に対するプラクティスの発信の取組の実情及び課題について .....      | 4  |
| (3) 非設置庁における専門部等のプラクティスの取得・活用の実情及び課題について ..... | 4  |
| (4) 非設置庁のニーズを踏まえたプラクティスの発信のためのさらなる取組について ..... | 5  |
| 3 プラクティスの実践に向けた弁護士に対する働き掛けの在り方について .....       | 5  |
| 協議事項 2 専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性等について... 7        | 7  |
| 【協議の概要】 .....                                  | 7  |
| 1 専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性について.....           | 7  |
| (1) 一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスの本質的有用性 ....          | 7  |
| (2) 一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性 .....          | 8  |
| 2 専門訴訟におけるその他のプラクティスの応用可能性について.....            | 10 |
| 3 IT化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について.....            | 10 |
| 協議事項 3 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について..           | 12 |
| 【協議の概要】 .....                                  | 12 |
| 1 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について.....             | 12 |
| 2 専門家の確保について .....                             | 12 |

**協議事項 1 専門訴訟のプラクティスの集積・共有・発信・実践の在り方について**

- 1 専門部等におけるプラクティスの集積・共有の在り方について
  - (1) プラクティスの集積・共有の取組の実情について
  - (2) プラクティスの集積・共有の取組における課題について
  - (3) 今後の取組の方向性について
- 2 専門部等から非設置庁に対するプラクティスの発信の在り方について
  - (1) 専門部等が果たすべき役割に係る認識の実情について
  - (2) 非設置庁に対するプラクティスの発信の取組の実情及び課題について
  - (3) 非設置庁における専門部等のプラクティスの取得・活用の実情及び課題について
  - (4) 非設置庁のニーズを踏まえたプラクティスの発信のためのさらなる取組について
- 3 プラクティスの実践に向けた弁護士に対する働き掛けの在り方について

**【協議の概要】**

- 各専門分野において多数の同種事件を処理する専門部等においては、これまでも審理運営上のプラクティスを集積し、集積したプラクティスを部内のみならず部や庁を越えて共有するとともに、非設置庁に発信するといった取組がされてきた。こうした取組を定着させ、より合理的・効果的なものとするためには、ニーズを踏まえたものであることが望ましく、さらに、特定の個人の努力に依存しない組織的かつ持続可能な取組としていく必要があるという観点から、プラクティスの集積・共有・発信に係る各庁・各専門分野における取組の実情及び課題について意見交換がされ、上記のような取組としていくための方策について議論がされた。
- また、プラクティスを実践に移すに当たっては、弁護士にプラクティスを十分に理解してもらい、これを踏まえた訴訟活動をしてもらうよう働き掛けていくことが重要であるところ、弁護士に対する働き掛けに係る各庁・各専門分野における取組の実情及び課題について意見交換がされ、効果的な働き掛けを行っていくための方策について議論がされた。

**1 専門部等におけるプラクティスの集積・共有の在り方について**

**(1) プラクティスの集積・共有の取組の実情について**

**ア 部内・庁内における取組**

- 部内におけるプラクティスの共有のための取組として、①執務要領

の作成、蓄積された情報の整理、参考文献リスト・有益情報のデータベース化、②定例のミーティングでの情報共有、③初めて部に配属された裁判官へのオリエンテーションの実施を行っている。①については、取組の継続のために毎年担当係を決めて情報を更新している。

- 検索可能なノウハウ集を作成している。転出する裁判官には必ず何かを書き込んでもらうようにするなど、継続するための工夫を図っている。
- 合議判決で問題となった点等を部内ミーティングで情報共有するとともに、簡単なメモを残し、キーワードで検索できるようにしている。今後は他庁との協議会での協議事項も同じファイルで検索できるようにしたい。

#### イ 庁を越えた取組

- 同一分野の専門訴訟を取り扱う集中部間で定期的に会合を開き、その結果は書記官、支部や非設置庁にも情報共有している。
- 同一分野の専門訴訟を取り扱う集中部が参加する意見交換会が定期的で開催されているが、大規模庁での事件処理の実情について情報を得ることができて有益である。
- 近隣庁の集中部の左陪席同士のレベルでもノウハウを共有する会合を開催している。

### (2) プラクティスの集積・共有の取組における課題について

#### (継続の困難さと工夫例)

- 中小規模庁においてはプラクティスの継続性が課題であり、執務要領も毎年改訂し、プラクティスについて弁護士を含めて議論していく必要があると感じている。
- 個別事件の実践的ノウハウについて引き継いでいないので、各種のメモで参考になるものがあれば引き継いでいくことや、データベース化に取り組むことを考えている。

#### (取組のための負担と工夫例)

- 他庁の専門部等との協議会のほかにも支部、簡裁、弁護士等外部とも協議会等を行っており、事件処理を抱えながらこれらに対応するのは負担が大きい。他庁の専門部等との協議会は協議問題が多いために負担が大きかったが、昨年から少し問題数を減らした。
- 部内でプラクティスを共有しようとするのと陪席裁判官の負担が重くなりがちなので、気軽に共有できる場を作ることも大切である。当部では、

週1回、事前準備不要で議事録も作成しない形のミーティングを行っている。

### (3) 今後の取組の方向性について

#### (オンラインの活用)

- 参集方式で開催する協議会の場合、出張して参加する庁の裁判官は一部しか参加できないが、オンライン方式での協議会であれば、より多く協議に参加できる上、時間的・体力的なメリットも大きい。もっとも、ざくばらんに話せる機会があるなど、直接会うことにもメリットがあるので、参集方式とオンライン方式をうまく組み合わせるのが望ましい。
- 他庁の専門部に着任したばかりの裁判官へのオリエンテーションにオンラインで参加させてもらった。このような方法であれば、集中部を含めて多くの庁が参加することができる。
- テレビ会議は、設備の確保が難しく日程が入りにくいという難点があったが、ウェブ会議は日程を入れやすい。専門部等のノウハウを蓄積した一覧表等の各庁のツールをTeams上で共有すれば、さらに深く意見交換できるのではないか。

#### (新たな取組の必要性)

- 同じ分野の専門部等が庁内にないので、年に1回の他庁との協議会を待つことなく、集中部同士で様々な課題をタイムリーに相談できる場があればと感じている。当部の裁判官から大規模庁の専門部の裁判官に直接質問することはあるが、相談窓口があればありがたい。同様のニーズは非設置庁にもあるのではないか。

## 2 専門部等から非設置庁に対するプラクティスの発信の在り方について

### (1) 専門部等が果たすべき役割に係る認識の実情について

- 部内において、専門部等の役割として非設置庁に対する情報発信をすべきであるという認識は共有されている。司法研修所の研究会でプラクティスを情報提供しているほか、審理運営指針や参考文献リストを公表している。
- 法改正により全国に多くの同種の非訟事件が係属することが予想されたため、部内でプラクティスを検討し、各庁に共有した。全国に同種の事件が係属したときに各庁における処理の参考になるよう、専門部等から適切な形で情報発信を行うことも必要であると考えている。

(2) 非設置庁に対するプラクティスの発信の取組の実情及び課題について  
(非設置庁との意見交換)

- 非設置庁も含めた高裁管内の各地裁との間で意見交換会を始めた。
- 非設置庁からの個別の要望を受けて、意見交換をする場を設けている。
- 高裁管内の各庁の裁判官と医師が参加する高裁主催の協議会において、情報発信を行っているほか、裁判官のみが参加する意見交換の際にも非設置庁の問題意識にも配慮しながら協議を行っている。

(庁内の通常部の裁判官等への発信)

- 通常部の裁判官もメンバーに入った専門訴訟に関する委員会を開催している。委員会では、専門分野の枠を超えて、全ての専門委員に関する情報をリスト化する等して共有している。
- 初めて単独事件を担当する裁判官等を対象として、2か月に1回程度、専門部等勤務経験のある裁判官が講師となり、専門訴訟勉強会を開催している。ただし、講師の負担や、必ずしもその分野の経験がある裁判官がいるわけではないことから、持続可能性に課題がある。

(持続可能性等)

- 個人的な伝手を頼って問合せがあった場合には、周りの裁判官と議論して回答するようにしているが、個人的な対応では限界がある。組織的に対応し、問合せがあった際にすぐ回答できるように内部体制を構築したいと考えている。

(3) 非設置庁における専門部等のプラクティスの取得・活用の実情及び課題について

- 非設置庁での勤務の経験からすると、例えば執行、保全、労働、商事のように文献による調査に限界がある分野は、専門部等からの発信に対するニーズが高い。他方、書籍の執筆や執務要領の提供で十分に専門部等のプラクティスを取得できると感じられる分野もある。
- 専門部等が他庁からの相談窓口を設置することの有用性は感じており、非設置庁におけるニーズがあることも理解しているが、論点によっては裁判官の間で見解が異なることも多いし、部への問合せとなると、どうしても専門部等や庁の看板を背負ってそれなりの回答を用意する必要があると感じてしまう。
- 非設置庁の立場からいえば、専門部等に相談する場合、その庁や部の統一見解が知りたいわけではなく、考え方・見解が分かるところについて、その勘所や新しい考え方、ポイントなどの言語化しにくいところを知り

たいことが多いように思われる。

- 専門部等で得た知見は非設置庁に転勤しても役に立つが、その知見が古くなってしまうことも少なくない。適時に情報をアップデートするためにも専門部等からの情報発信が重要である。

#### (4) 非設置庁のニーズを踏まえたプラクティスの発信のためのさらなる取組について

##### (非設置庁への情報発信)

- 非設置庁からの個別の問合せに対して個別に回答するのみでは、その他の庁の同様の疑問は解消できない。専門部等からの回答を広く共有できるようにすれば、非設置庁のニーズにも適い、専門部等にとっても一度の回答で済むというメリットがある。
- 文献に書かれていることから更に踏み込んだ点を知りたいという非設置庁のニーズに応えるため、問合せ窓口の設置等を行いたいと考えている。
- 現在も行っている専門部等同士の協議会を、参加庁以外にも傍聴してもらうというのは、負担が増えるわけではないし、新たな取組として行うことが考えられる。ただし、非設置庁では少ない類型の事件を議題として取り上げることも多いので、非設置庁の関心がある議題について必要に応じて参加してもらうのがよいのではないかと。

##### (オンラインの活用)

- 専門部等から非設置庁への情報提供として、月に1時間程度、少人数でウェブ会議を活用して、裁判官室での議論のように気軽に話す機会があってもいいのではないかと。ただし、裁判官室での議論とは異なり、発言に勘違い等などがあった場合に訂正する機会があるわけではないため、非設置庁の裁判官には、専門部等としての見解ではなく、個人の経験を話すレベルのものであるということは念頭に置いてもらう必要がある。

### 3 プラクティスの実践に向けた弁護士に対する働き掛けの在り方について

#### (具体的な成果につながった事例)

- 弁護士会との間で、3か月に1回勉強会を開催しており、議論を重ねることで相互理解につながっている。平成29年にはその成果を判例雑誌で公表した。最近では、労働事件を初めて担当する弁護士でも活用できるツールを作成する取組を行っており、弁護士会の勉強会で使用され、完成後には弁護士会内で配布することも検討している。

- 一覧表を用いた交通事故に関する審理を始めるに当たっての弁護士への働き掛けとして、①意見交換会で一覧表の使用方法をプレゼンする、②弁護士会の委員会のウェブサイトに一覧表を掲載してもらう、③委員会の委員や弁護士会の副会長など複数のルートで一覧表の周知を依頼する、④一覧表の利用に関するチラシを作成し書記官室のカウンターに設置する、⑤ Teams の各事件のチームのチャット欄に紹介文とチラシへのリンクを書き込む、⑥弁護士会報に載せてもらう、という取組を行った。現在も、弁護士のニーズを確認しようとしているところである。

**(事件を通じた働き掛け)**

- 事件の都度、裁判官のプラクティスや弁護士の訴訟活動のよいやり方を部内で共有し、それを他の事件の代理人にも徐々に浸透させていくことが考えられる。

**(プラクティスの公開)**

- 交通事故における「赤い本」は裁判官、弁護士双方にとって必携書となっており、プラクティスを定着させる上での共通言語となっている。他の専門訴訟でも、裁判所と代理人が共通して活用できるような資料等を裁判所のウェブサイト等で公開したり、弁護士向けの講演を行ったりして発信していくことが考えられる。

## 協議事項 2 専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性等について

- 1 専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性について
- 2 専門訴訟におけるその他のプラクティスの応用可能性について
- 3 IT化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について

### 【協議の概要】

各専門分野における専門訴訟の審理運営において発展してきたプラクティスの中には、他の専門分野や通常の民事訴訟で応用することが可能なものも少なくないと考えられ、また、既存の専門訴訟の審理運営の在り方にとらわれることなく、専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性を探っていくことは、専門訴訟の審理運営の在り方を見直す一つのきっかけとなり得るのみならず、IT化が進む中で今後の民事訴訟のあるべき姿を検討していく上でも有益である。そのような観点から、専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性や、IT化が進む中で、専門訴訟につき、審理運営上の工夫をいかに図っていくかについて意見交換がされた。

### 1 専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性について

#### (1) 一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスの本質的有用性

##### (判断枠組みの設定)

- 医療事件や建築事件で使用されている一覧表の本質的な有用性として、判断枠組みが組み込まれていることが挙げられる。一般の民事訴訟でも不定型の契約が問題となる事件では、まず判断枠組みを一致させるのに時間や労力を要するため、一覧表やその応用を活用することは有用である。他方で、一覧表を作ることが自己目的化している事案もあり、代理人に作成を促すにあたっては、「作ることになっているから」と漫然と促すのではなく、作成の趣旨・目的（判決に添付する、鑑定人に交付する、インデックスとして使用する等）を明確に説明する必要がある。代理人に作成を促した際に「準備書面の切り貼りでよいか」と質問されたので、作成趣旨を丁寧に説明したことで理解してもらえたことがある。
- 裁判所は、争点中心型の審理になっていくよう当事者をリードする必要があるが、一覧表は審理のロードマップとなり、判断枠組みや結果を導く重要な点について可視化し、裁判所と双方当事者の共通認識を得るための一助となる。このような共通認識を得られず、代理人が裁判所の問題意識を認識できないと、必要以上に主張・反論をして準備書面の応酬が続いてしまうことがある。

### (交通事件における一覧表の活用及びその狙い)

- 令和3年から、交通事件につき、審理の早期の段階から定型の一覧表を用いて審理を行うこととした。一覧表の有用性として、主張等の漏れをなくせること、主張・争点・証拠等の争点整理を可視化でき、それを裁判所と代理人の共通認識として審理を進めることができることが挙げられる。また、ウェブ会議による期日では画面共有機能を用いて、一覧表を基に、現時点の争点整理の状況や今後の方針を口頭議論することができる。新しい一覧表の書式の浸透度としては、新件段階で書式が用いられているのは1割程度であるが、提訴後に作成を促すことで、合議事件では全件、単独事件では多い係で7割から8割程度使用されている。
- 一覧表の効用として、まず、準備書面のみだと記載漏れや記載順序にばらつきが多く、訴状審査をする書記官や裁判官の負担が大きかったが、定型の一覧表により一覧できるようになり、負担が減った。また、定型の一覧表を使用することより損害の把握、計算がしやすくなる。一覧表は当事者が作成するので、裁判所は準備書面から手控えを作成する作業を省略でき審理に集中することができる。また、書記官の事案把握が容易化し、書記官事務の効率化が図れる。さらに、主張対比による主張・争点整理の促進及び和解案作成時の労力の削減も図れるし、弁護士は該当する欄に証拠を記入することになるので、証拠提出の促進にもつながる。IT化に向けて、様々なフォーマットの一覧表が乱立するのを避けたいという狙いもある。

### (一覧表による事案の概要や要点等の明確化)

- 一覧表の有用性として、当事者の事案解明責任の明確化もある。準備書面を作成しているのに更に一覧表を作成することの意義については、準備書面のみでは要点を確認するだけで時間がかかってしまい、口頭で説明するのみだと後に残らないが、一覧表にすることで事件の構造や要点を明らかにさせることができ、ポイントを絞った議論や証拠の整理をすることができる。
- 建築事件の施工瑕疵一覧表のメリットとして、調停に付した際などに、法律の専門家ではない調停委員や専門委員にも分かりやすく見てもらえるという点もある。

## (2) 一覧表を用いた争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性

### (争点整理の促進につながる応用例)

- 通常事件でも、争点に応じて適切な一覧表ができると争点整理がはか

どる。実際に作成した事例の一つ目は、賃貸借契約で貸主の修繕義務が争われた事案で、目的物の現状、修繕義務の根拠、修繕義務違反の有無等について裁判所で一覧表のひな形を作成し、そこに当事者の主張を書き込んでもらった。二つ目は、賃貸借契約で原状回復費用を求めた事例で、現状がどうなっているのか、原状はどうだったのか、原状回復費用額がいくらなのかが争点になっている事案で、同様に一覧表を作成した。一覧表を作成する際は、裁判所が特に重要と考えている争点を当事者に示すことで、そこにフォーカスした主張・立証の補充がされることが期待できる。当事者は準備書面で主張は足りていると考えており、新たに一覧表を作成する必要性を感じていないことが多いが、いずれの事例も、事前にどのような一覧表を作成するかを決め、それを当事者に示して議論することで理解を得た。

- 当事者に事案の構造を意識して一覧表を作成してもらうことで、主張の根拠が明確になり、その時点での裁判所の心証もある程度示すことができる。
- 時系列表が役立った事例として、企業間の共同事業がとん挫した事案で、当事者が当初は契約の成立を前提とした主張をしていたが、時系列表を作成して問題となる事実を明示しながら議論することで、契約は成立しておらず、契約締結上の過失の有無が争点となることに当事者が気づき、これに絞って争点整理をすることができた。

#### (事案に即した応用可能性)

- 一覧表には様々な種類があるが、それぞれ目的や機能が異なっており、その目的等に応じて使い分けるべきである。時系列に沿った事実整理を目的とする一覧表は例えばセクハラを理由とする損害賠償等の事実認定で、主張の対比を目的とする一覧表は複数の遺産について多くの主張がされている相続人間の事件等で、金額の整理・計算を目的とする一覧表は、損害額の整理が必要な事案や共同事業の清算に伴う収入・支出の整理が必要な事案等で、それぞれ活用できる。判決にどのような一覧表を添付するのかを念頭に置き、場合によっては裁判所からフォーマットを示して早めに作成を依頼することが重要である。
- 争われている事実の個数が100以上あるという事案で、判決起案の段階で裁判所が一覧表を作成して判決に添付したが、主張整理の段階から当事者に作成してもらえばより迅速に審理が進んだのではないかと思う。行政事件でも、情報公開の事案や、法解釈ではなく事実認定がメインで争点の数が多い事案では、一覧表の作成が有用である。

## 2 専門訴訟におけるその他のプラクティスの応用可能性について

### (医療事件における過失論等)

- 応用可能なプラクティスとして、①医療事件の過失論、機序論、②専門家との対話の在り方・ノウハウの2点が挙げられる。①につき、過失論は一般の不法行為事件の過失を検討する際に汎用性のある思考方法であり、機序論は例えば工作機械を使用中に事故が発生した事案で結果から遡って当該事故の原因は何かを検討する際に応用可能である。不法行為や不定型な契約の債務不履行事件では、当事者が過失と最終的な損害との結び付きを意識せず、損害と関係がない様々な過失まで主張する事案があるが、損害から過失を考えるとという逆方向からの思考方法が応用できるのではないか。②につき、専門委員や鑑定人との間で、法律家と専門家の見方のずれも意識し、法的な分析や専門的知見について質疑応答しながら事案を解明していくという対話の在り方は、事件類型が異なっても共通するものである。

### (医療事件における専門家の活用方法)

- 医療事件で鑑定人を探す際に、まず専門委員を指定し、その専門委員に鑑定人候補者を挙げてもらうことで適切な鑑定人を選任するという運用を行っているが、この方法は他の事件にも応用可能と思われる。また、当事者の協力医のような専門家について、意見書を作成する前に質問事項等を裁判所と代理人で調整し、意見書が争点に即したものになるように調整しているが、他の事件でも私的専門家の意見書を作成する際に応用できるのではないか。

## 3 IT化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について

### (画面共有機能等の活用)

- 知財訴訟において説明会を行う際、画面共有機能を使用して、当事者に説明してもらうことで、裁判所も当事者もビジュアル的に論点を理解でき、準備書面のみでは見落としていた疑問点等も明らかになった。
- Teamsの機能を用いた工夫として、①ファイル共有機能で、準備書面のデータを取得し検索できるようにしたり、一覧表のデータを共有して当事者双方に一覧表に記入してもらったりする、②画面共有機能で証拠として提出された写真を表示して、口頭で説明してもらう、③チャット機能を用いて手続の内容のフィードバックと次回までの宿題を投稿するといったことができる。
- 交通事故につき、画面共有機能でドライブレコーダーの映像を見ながら

当事者に説明してもらったところ、裁判所も心証を得やすいし、その心証について当事者の理解も得られやすいと感じられた。

**(証拠の提出方法)**

- カルテの証拠提出の方法について、病院へ送付嘱託すると、ほとんどの事案で大量に書類が届き保管に苦心しているため、全体をPDF化してもらい重要なもののみ紙で提出してもらう等の方法を検討している。これに限らず、IT化に伴い、大量の証拠が未整理のまま裁判所に提出されることも懸念されるが、それでは、真に重要な証拠が分かりづらくなってしまう。主張と証拠の対応関係を裁判所が主導して明らかにさせることが必要であり、一覧表にカルテの重要部分を書いてもらい該当部分のみ提出するとか、いずれは一覧表のリンクからカルテが見られるなどの方法も考えられるのではないか。
- 電子カルテを証拠提出する場合には、記載箇所を判決書で特定するためにページ数を付ける必要があることから、代理人には、一旦紙に出力してページ数を付してから、それをPDF化して提出してもらっている。IT化後の提出方法について弁護士会とも議論していく必要があると思われる。

### 協議事項3 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について

- 1 専門分野の枠を越えた専門的知見の活用可能性について
- 2 庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について
- 3 専門家の確保について

#### 【協議の概要】

専門的知見は、当該専門分野の専門訴訟において必要とされるにとどまらず、他の専門分野や通常の民事訴訟においても必要とされることが少なくなく、また、専門部等において必要とされるにとどまらず、非設置庁においても必要とされるから、専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について意見交換がされるとともに、専門的知見を積極的に活用する前提として様々な専門分野の専門家を確保するに当たっての課題や方策について議論がされた。

#### 1 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について

- 他庁所属の医事関係の専門委員の職務代行を依頼する際、一定期間内に専門委員を依頼できる回数の制限、出席を求めることのできる期日の回数の制限、意見まで求めることができるか説明にとどめる必要があるか等について、各庁が専門家団体との間で取り決めるなどした各庁特有のルールに従う必要があるため、他庁への依頼にはハードルの高さを感じる。IT化により他庁所属の専門家に関与してもらいやすくなると思われるので、各庁特有のルールがその妨げにならないよう、解消できるルールはないか改めて検討することが必要であると感じている。
- 当高裁管内では、医事関係の鑑定人を推薦するネットワークが運用されているが、利用できるのは医療事件のみという制約がある。立ち上げ時から相当期間が経過していることも踏まえ、医師の負担も考慮しながら、医療事件以外も依頼することができないか働き掛けをしていく必要がある。

#### 2 専門家の確保について

- 専門家を確保するに当たってのあい路として、医師からは、繁忙であること、鑑定等は論文と異なり医師の実績にならず、負担に応じたメリットがないことなどを指摘される。今後の取組として、リタイアした医師に専門委員をお願いすることも考えている。鑑定と異なり、専門委員として説明を聞くのは現役の医師である必要はないのではないかと。
- 専門家の確保に当たっては、専門委員の知人を紹介していただく等、個人

的な信頼関係の構築も重要であるが、コロナ禍で、専門家との協議会などのつながりの機会が断たれており、ウェブ会議による意見交換会の開催を試みている。

- 商事非訟事件では、株価が問題となる事案等で、公認会計士に専門委員や鑑定人になっていただくことがあり、他庁からの推薦依頼にも応じているが、候補者が不足しており、これを解消する方法を検討している。
- 専門委員から、他の専門委員が事件にどのように関与しているかを知りたいという要望があるので、専門委員の勉強会を開催できないかと考えている。

令和3年度

## 専門訴訟担当裁判官事務打合せ資料

最高裁判所事務総局民事局  
最高裁判所事務総局行政局

## 配 布 資 料 目 録

資料 1 協議事項

資料 2 統計資料

資料 3 専門部非設置庁に対する事前アンケート結果

令和 3 年度専門訴訟担当裁判官事務打合せ 協議事項

**協議事項 1** 専門訴訟のプラクティスの集積・共有・発信・実践の在り方について（150分）

- 1 専門部及び集中部（以下「専門部等」という。）におけるプラクティスの集積・共有の在り方について（60分）
  - (1) プラクティスの集積・共有の取組の実情について
  - (2) プラクティスの集積・共有の取組における課題について
  - (3) 今後の取組の方向性について
- 2 専門部等から専門部等非設置庁（以下「非設置庁」という。）に対するプラクティスの発信の在り方について（60分）
  - (1) 専門部等が果たすべき役割に係る認識の実情について
  - (2) 非設置庁に対するプラクティスの発信の取組の実情及び課題について
  - (3) 非設置庁における専門部等のプラクティスの取得・活用の実情及び課題について
  - (4) 非設置庁のニーズを踏まえたプラクティスの発信のためのさらなる取組について
- 3 プラクティスの実践に向けた弁護士に対する働き掛けの在り方について（30分）

**協議事項 2** 専門分野の枠を越えたプラクティスの応用可能性等について（90分）

- 1 専門訴訟の争点・証拠整理のプラクティスの応用可能性について（30分）
- 2 専門訴訟におけるその他のプラクティスの応用可能性について（30分）
- 3 IT化が進む中における専門訴訟の審理運営上の工夫について（30分）

**協議事項 3** 専門分野や庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について（60分）

- 1 専門分野の枠を越えた専門的知見の活用可能性について（20分）
- 2 庁の枠を越えた専門的知見の活用可能性について（20分）
- 3 専門家の確保について（20分）

## 統計資料

### 1 医事

- (1) 新受件数・既済件数・平均審理期間の推移・・・・・・・・・・ 3
- (2) 終局別平均審理期間の比較・・・・・・・・・・ 4
- (3) 審理期間別割合の推移・・・・・・・・・・ 5
- (4) 手続段階別審理期間の推移・・・・・・・・・・ 5
- (5) 上訴率・和解率の推移・・・・・・・・・・ 6
- (6) 専門委員関与率・鑑定率の推移・・・・・・・・・・ 6

### 2 建築（建築請負代金及び建築瑕疵損害賠償のうち瑕疵主張ありの事案に限る。）

- (1) 既済件数・平均審理期間の推移・・・・・・・・・・ 7
- (2) 終局別平均審理期間の比較・・・・・・・・・・ 8
- (3) 審理期間別割合の推移・・・・・・・・・・ 9
- (4) 手続段階別審理期間の推移・・・・・・・・・・ 9
- (5) 上訴率・和解率の推移・・・・・・・・・・ 10
- (6) 専門委員関与率・付調停率の推移・・・・・・・・・・ 10

### 3 交通

- (1) 新受件数・既済件数・平均審理期間の推移・・・・・・・・・・ 11
- (2) 終局別平均審理期間の比較・・・・・・・・・・ 12
- (3) 審理期間別割合の推移・・・・・・・・・・ 13
- (4) 手続段階別審理期間の推移・・・・・・・・・・ 13
- (5) 上訴率・和解率の推移・・・・・・・・・・ 14

### 4 労働

- (1) 新受件数・既済件数・未済件数（全地裁のみ）・平均審理期間の推移・・・・・・・・ 15
- (2) 終局別平均審理期間の比較・・・・・・・・・・ 16

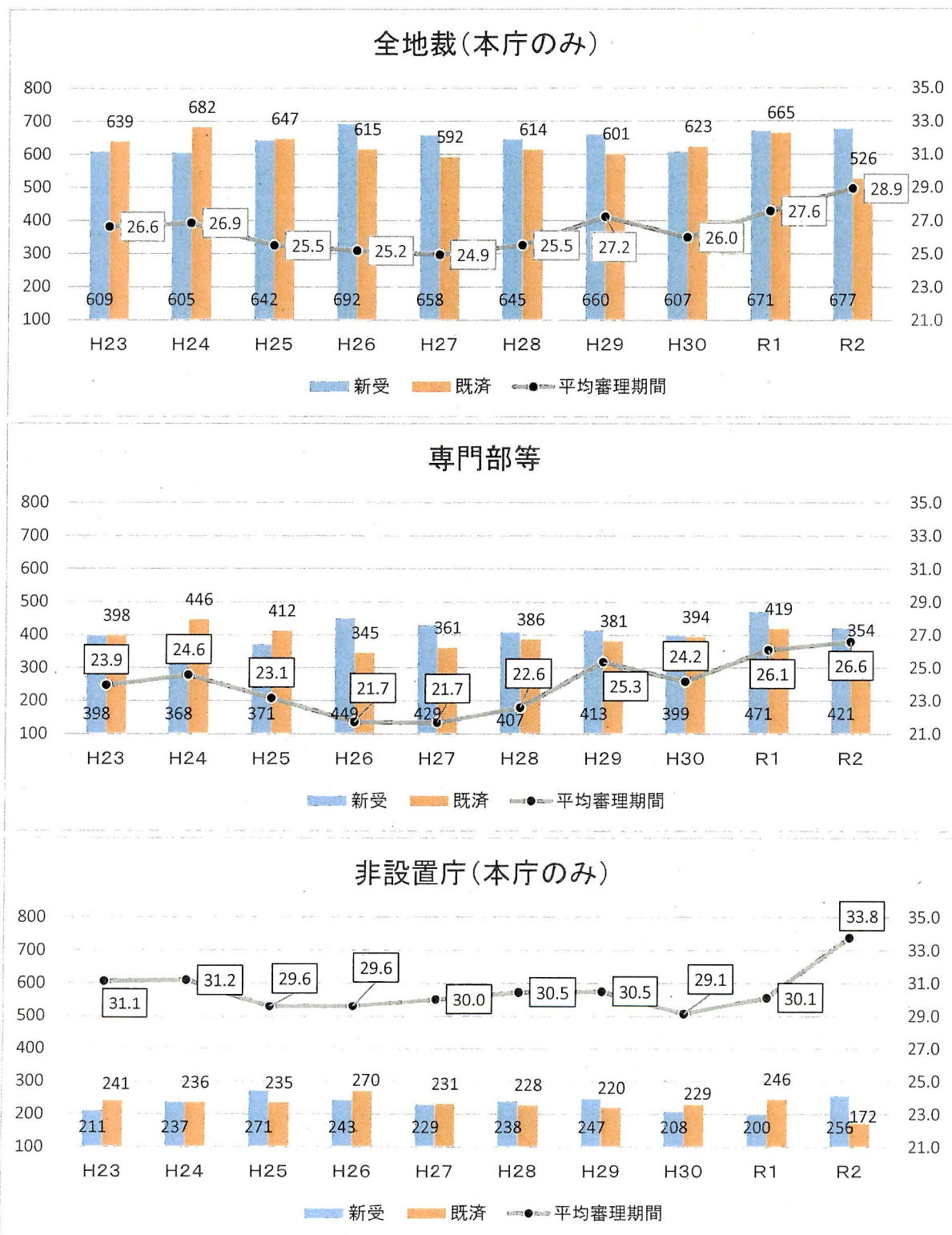
- (3) 審理期間別割合の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- (4) 手続段階別審理期間の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- (5) 上訴率・和解率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

## 5 行政

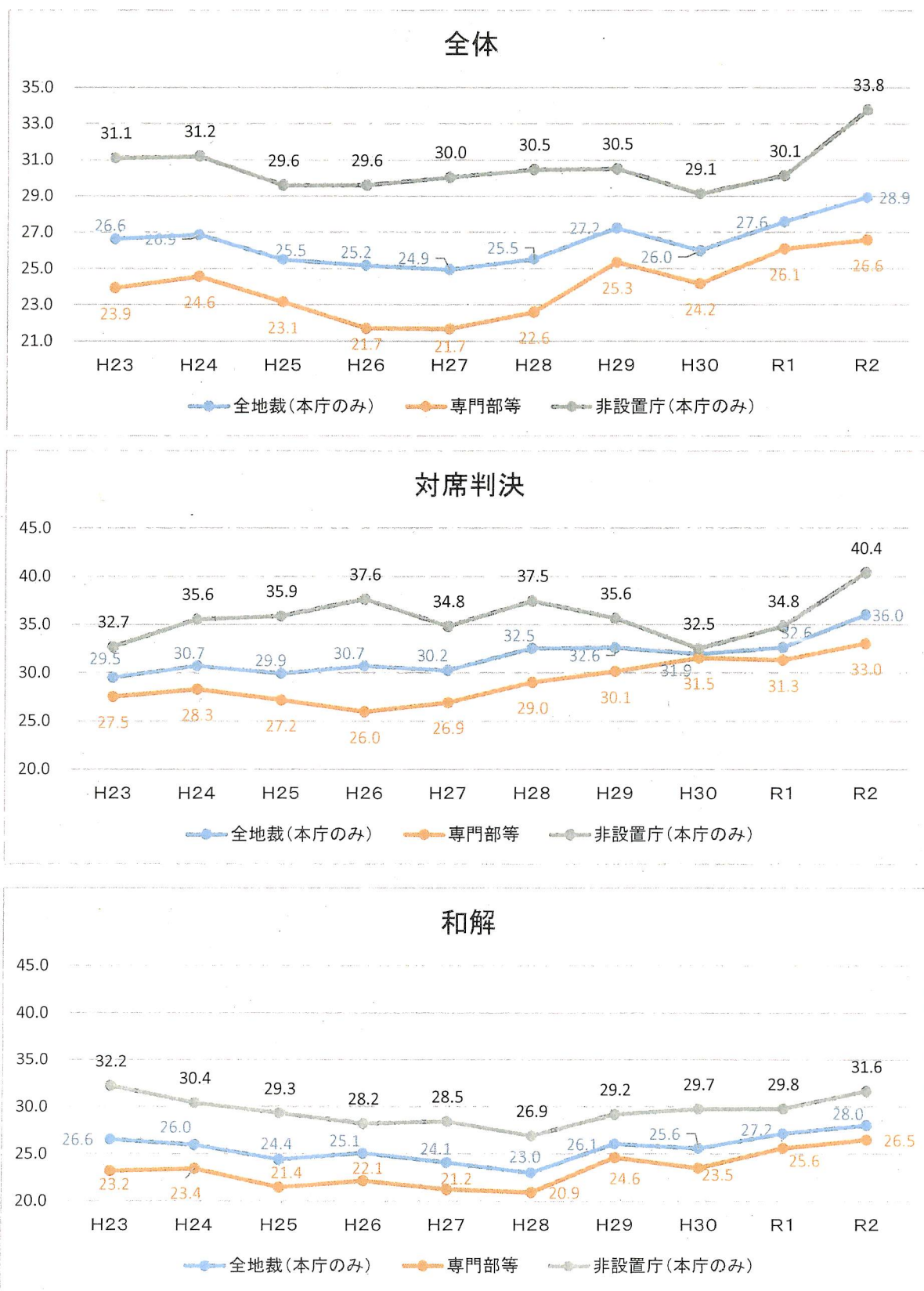
- (1) 新受件数・既済件数・未済件数（全地裁のみ）・平均審理期間の推移・・・・・・・・19
- (2) 平均審理期間の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- (3) 審理期間別割合の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- (4) 手続段階別審理期間の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- (5) 上訴率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

# 1 医事

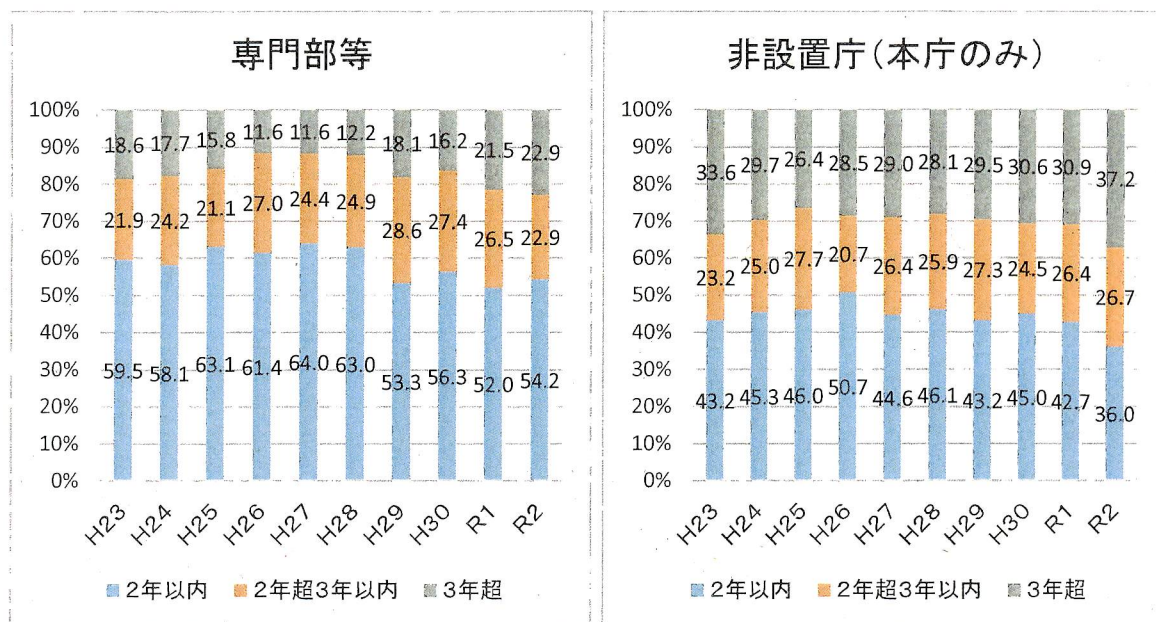
## (1) 新受件数・既済件数・平均審理期間の推移



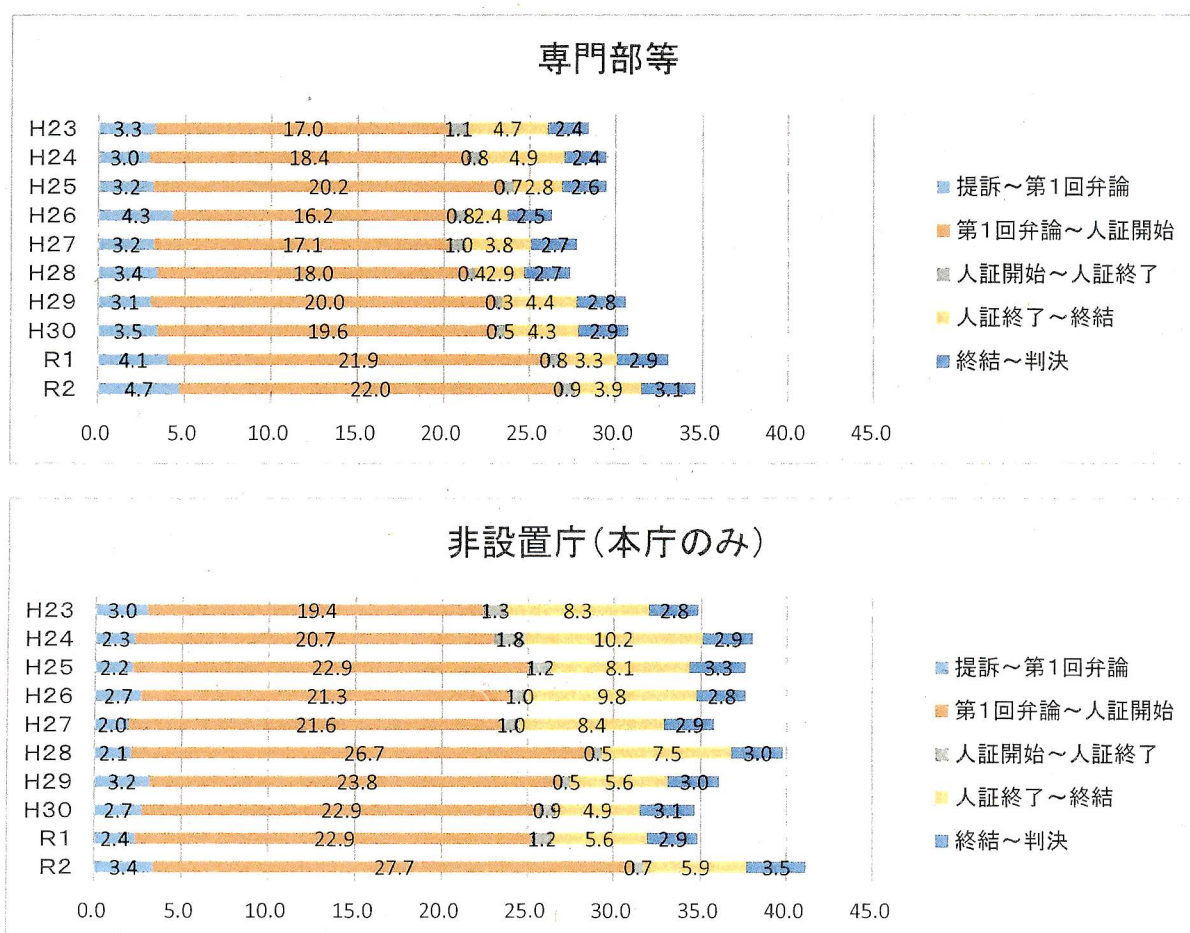
(2) 終局別平均審理期間の比較



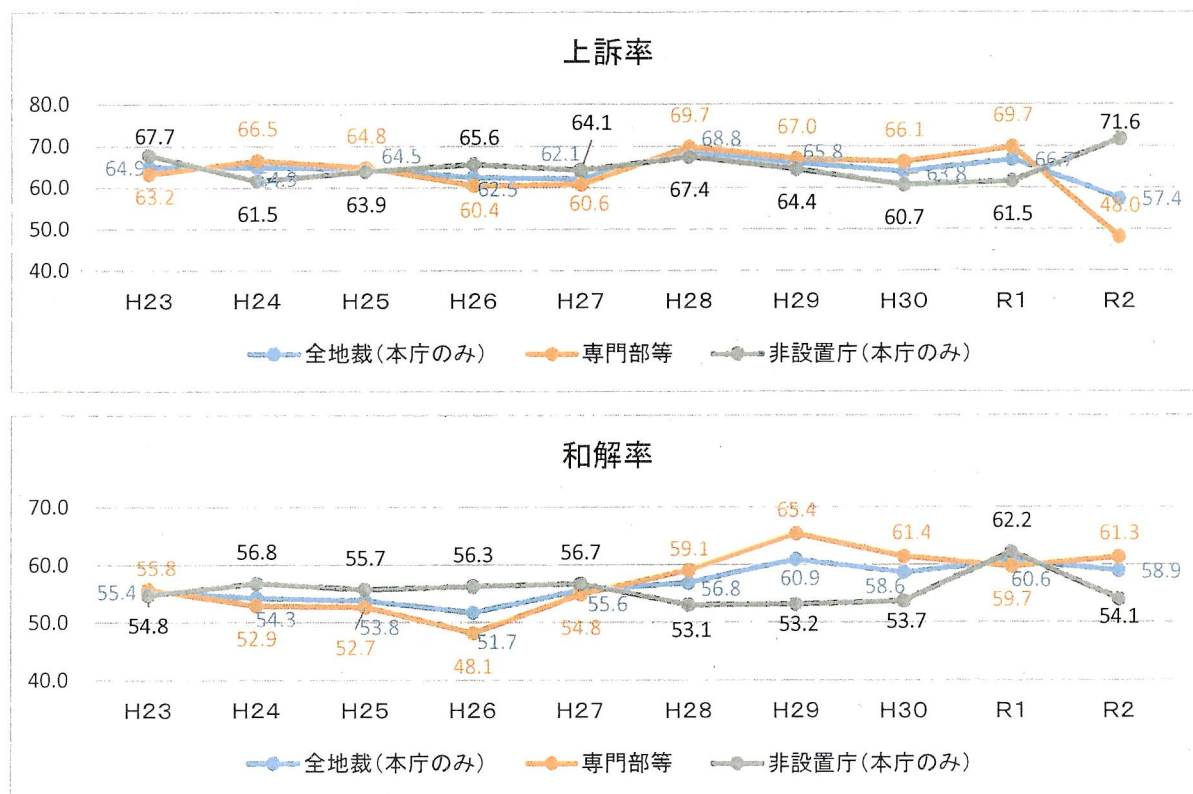
(3) 審理期間別割合の推移



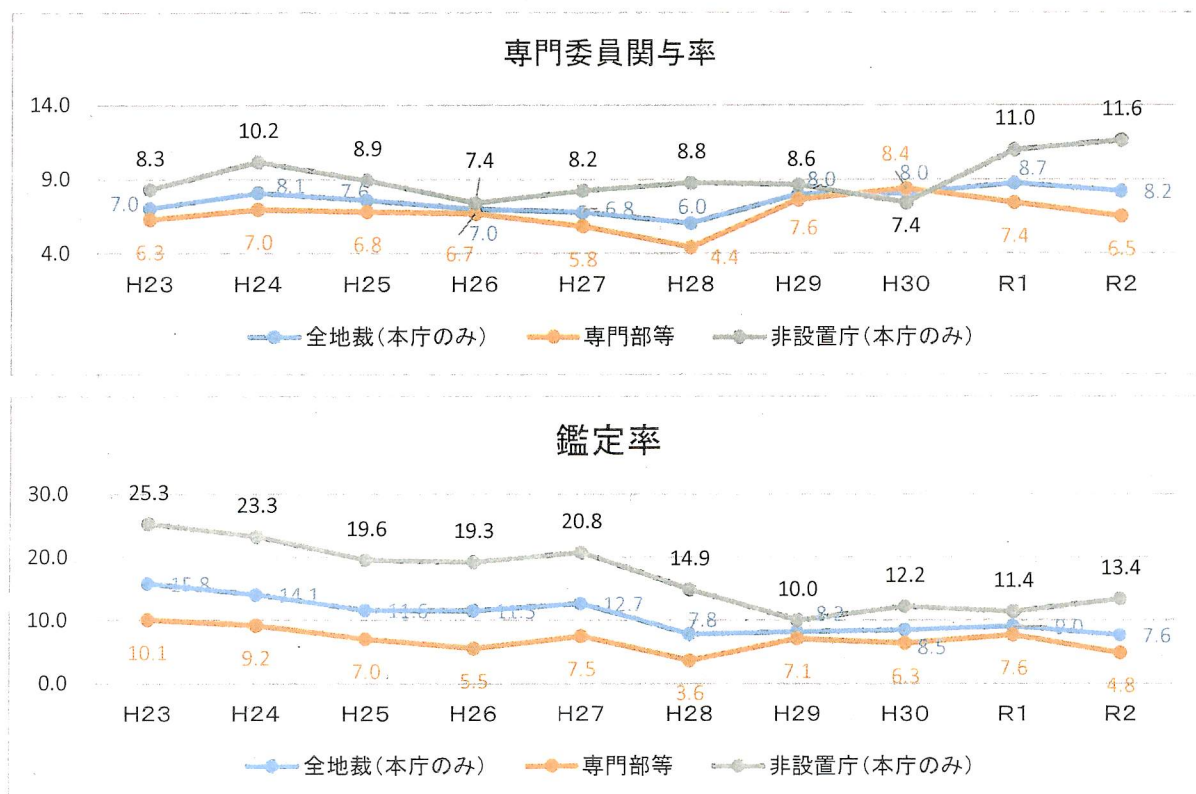
(4) 手続段階別審理期間の推移



## (5) 上訴率・和解率の推移

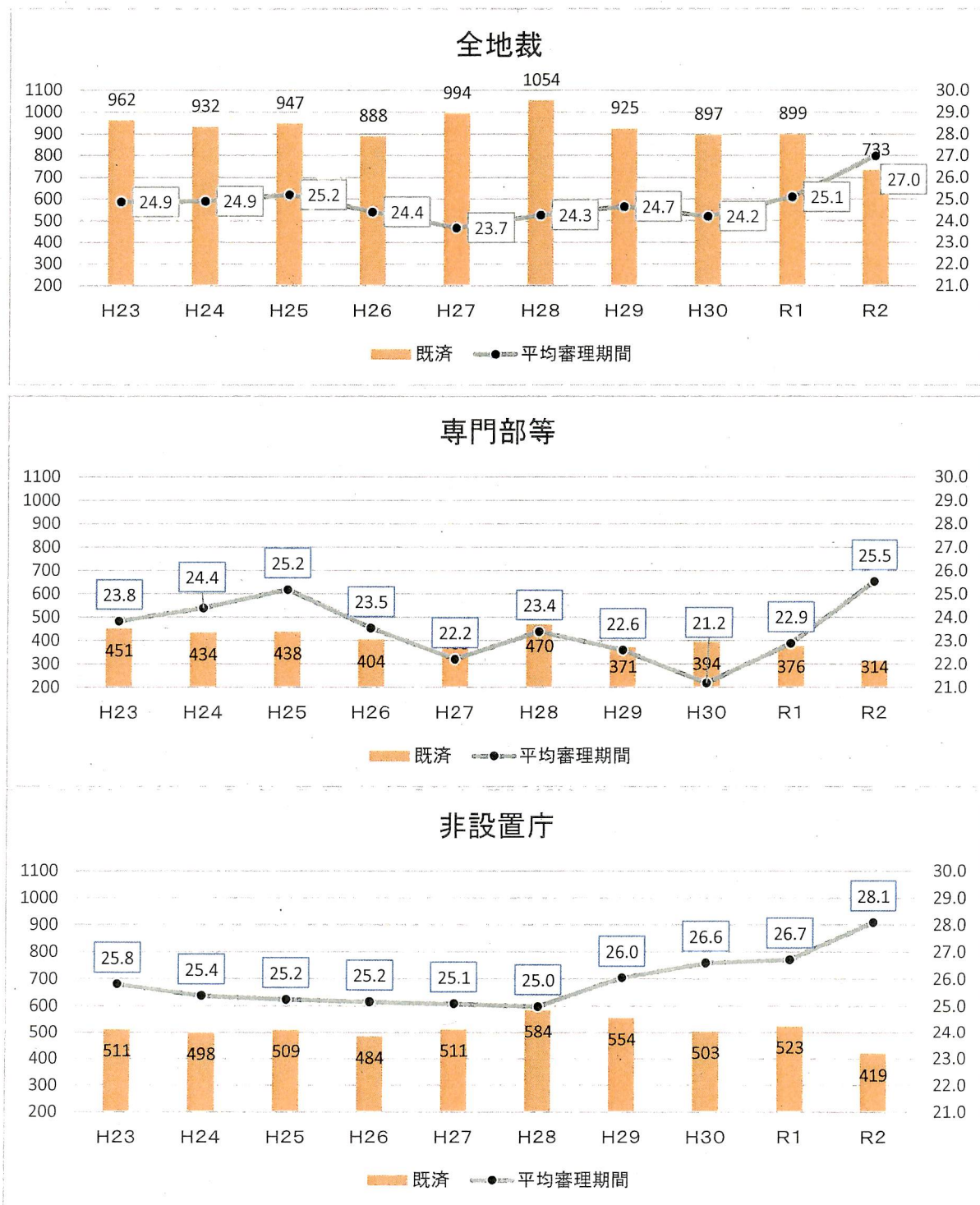


## (6) 専門委員関与率・鑑定率の推移

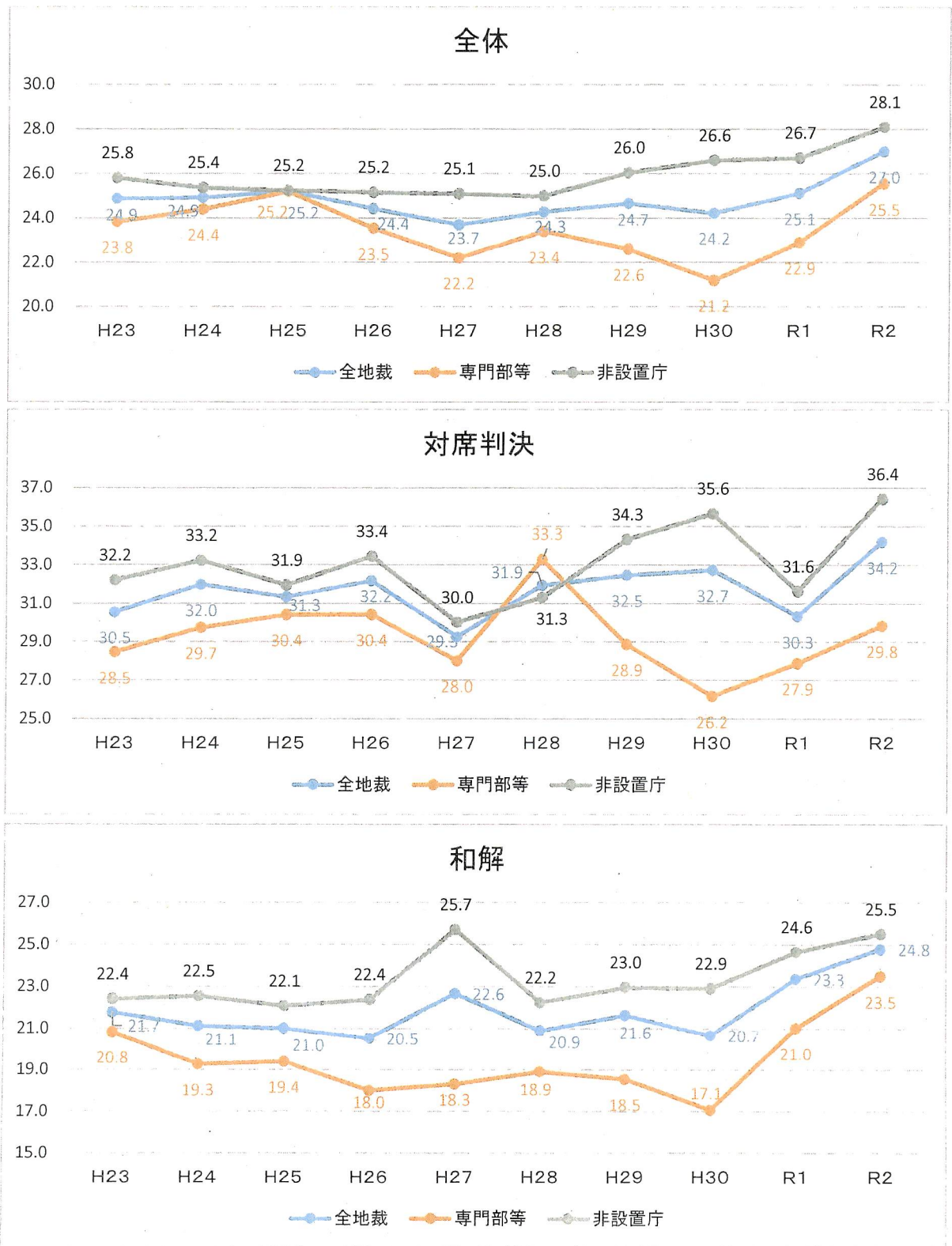


## 2 建築（建築請負代金及び建築瑕疵損害賠償のうち瑕疵主張ありの事案に限る。）

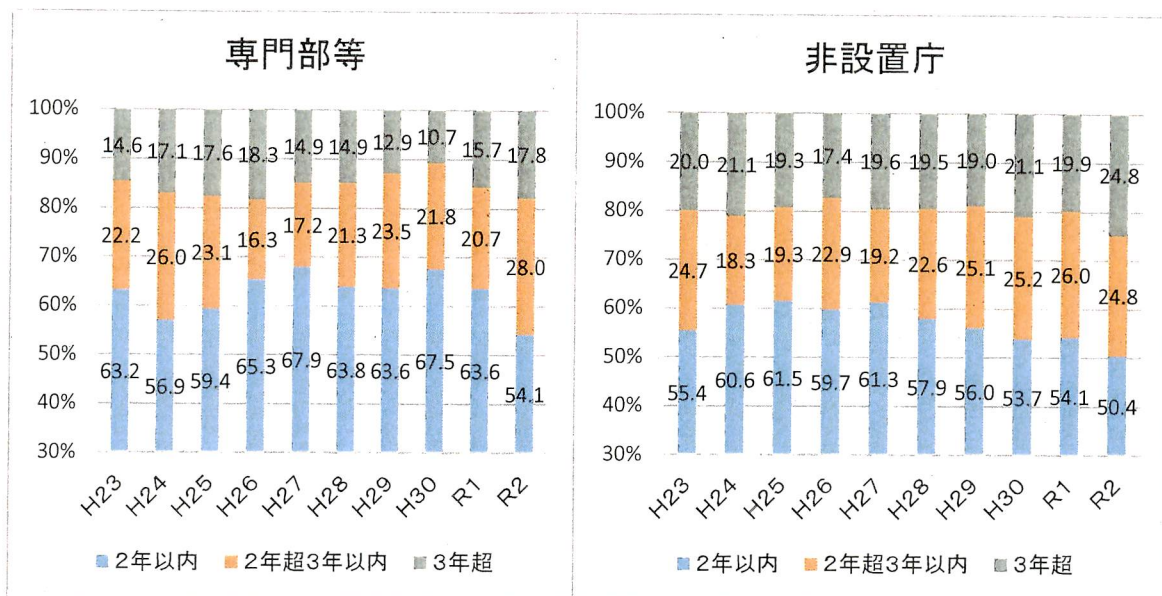
## (1) 既済件数・平均審理期間の推移



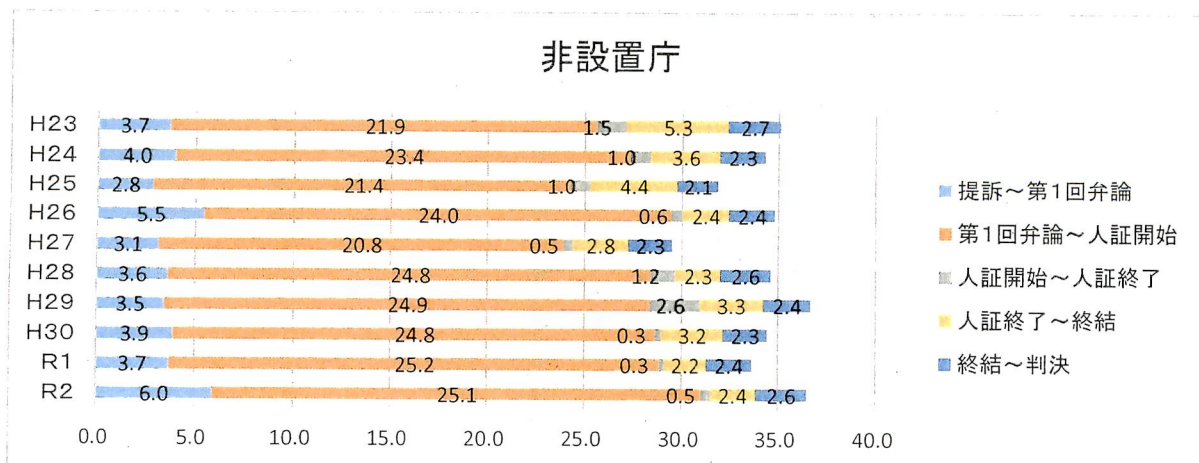
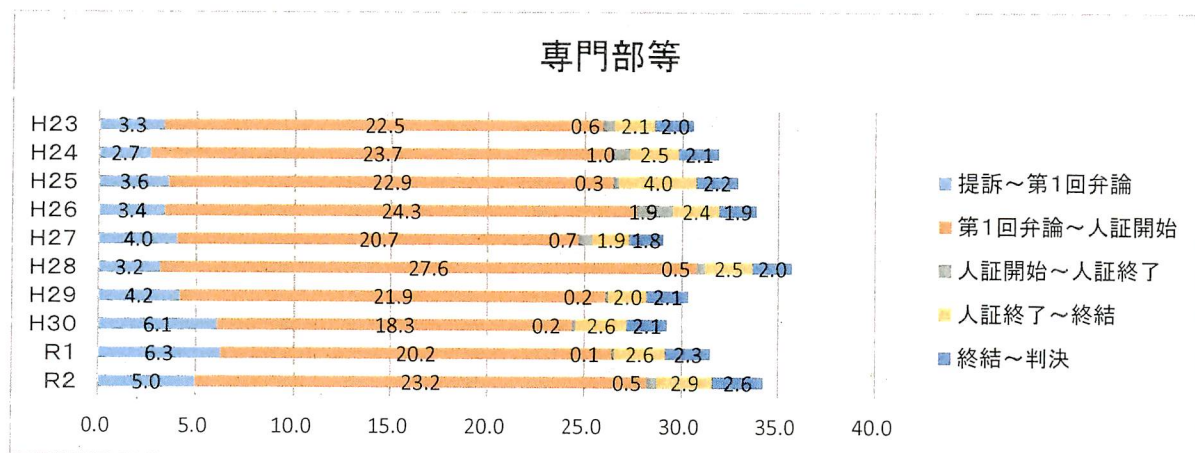
(2) 終局別平均審理期間の比較



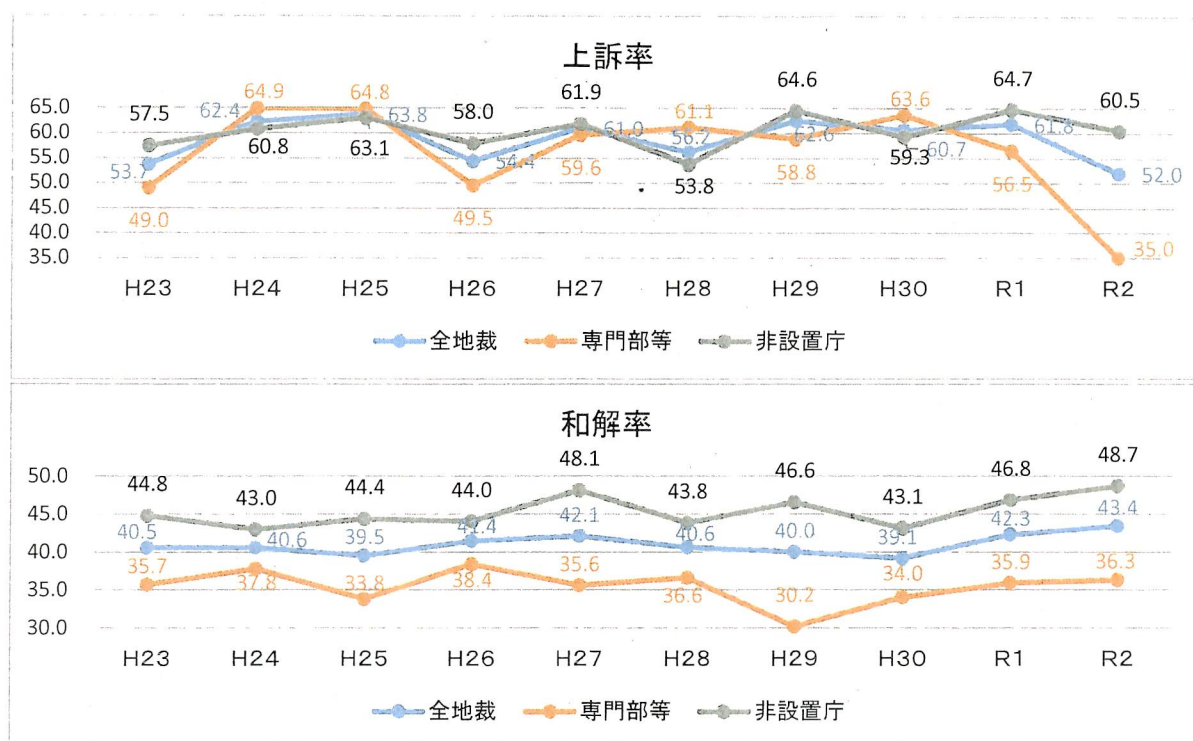
(3) 審理期間別割合の推移



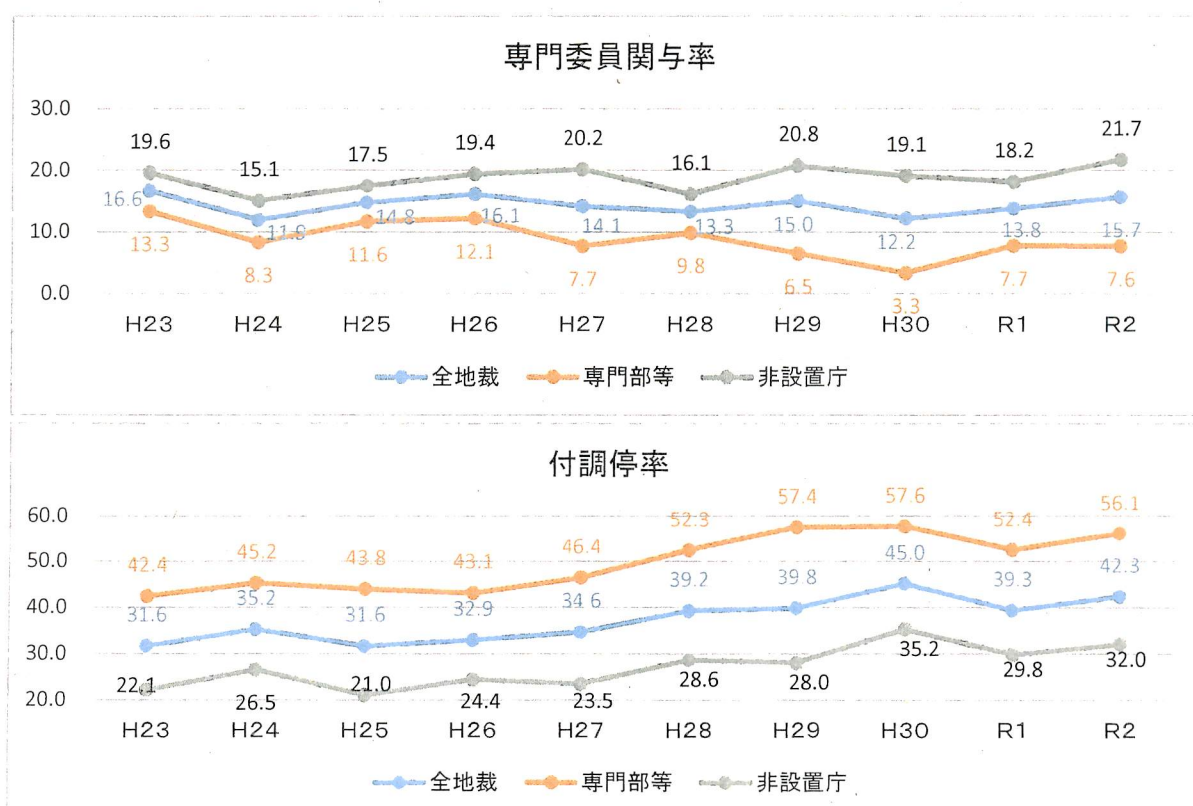
(4) 手続段階別審理期間の推移



(5) 上訴率・和解率の推移

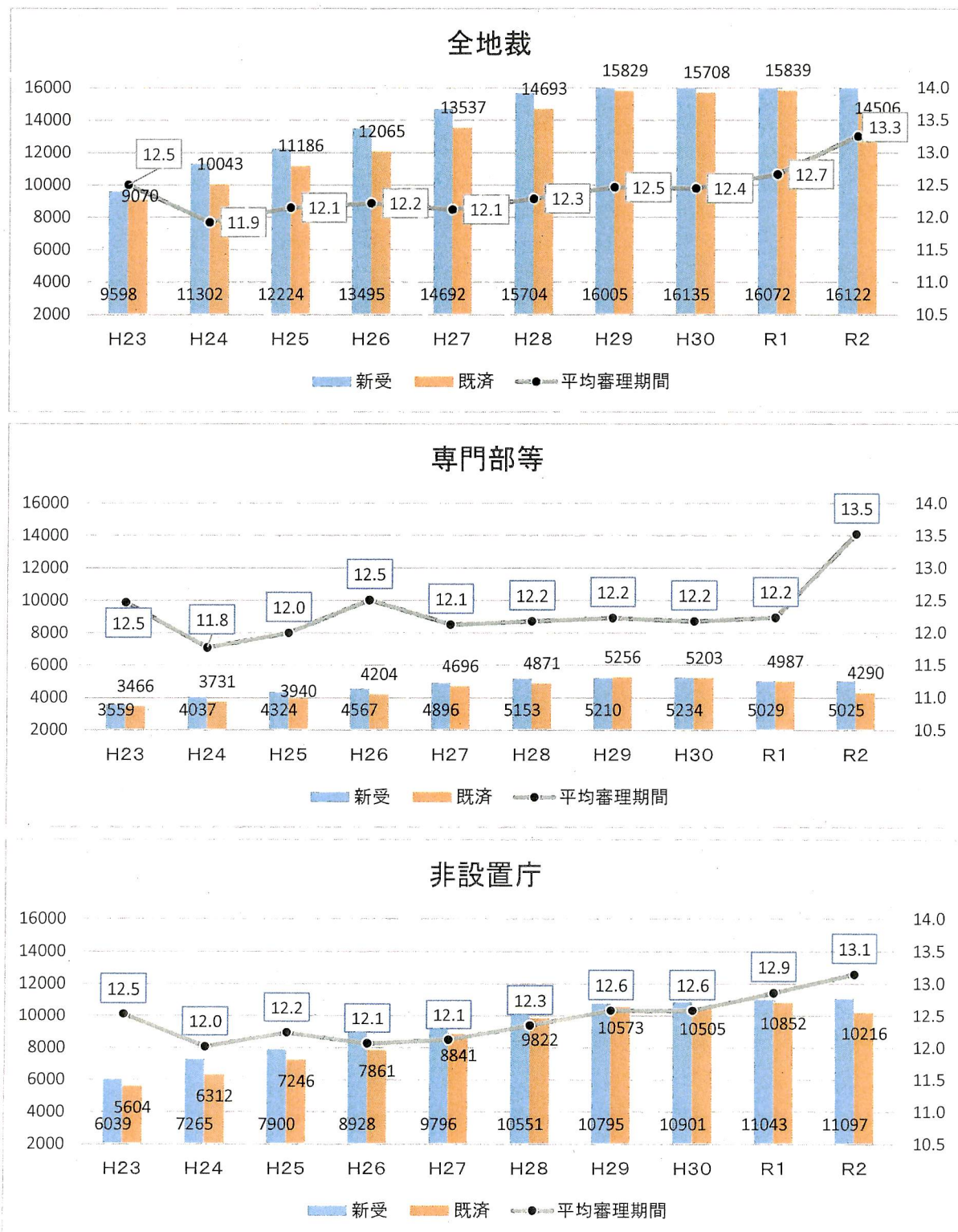


(6) 専門委員関与率・付調停率の推移

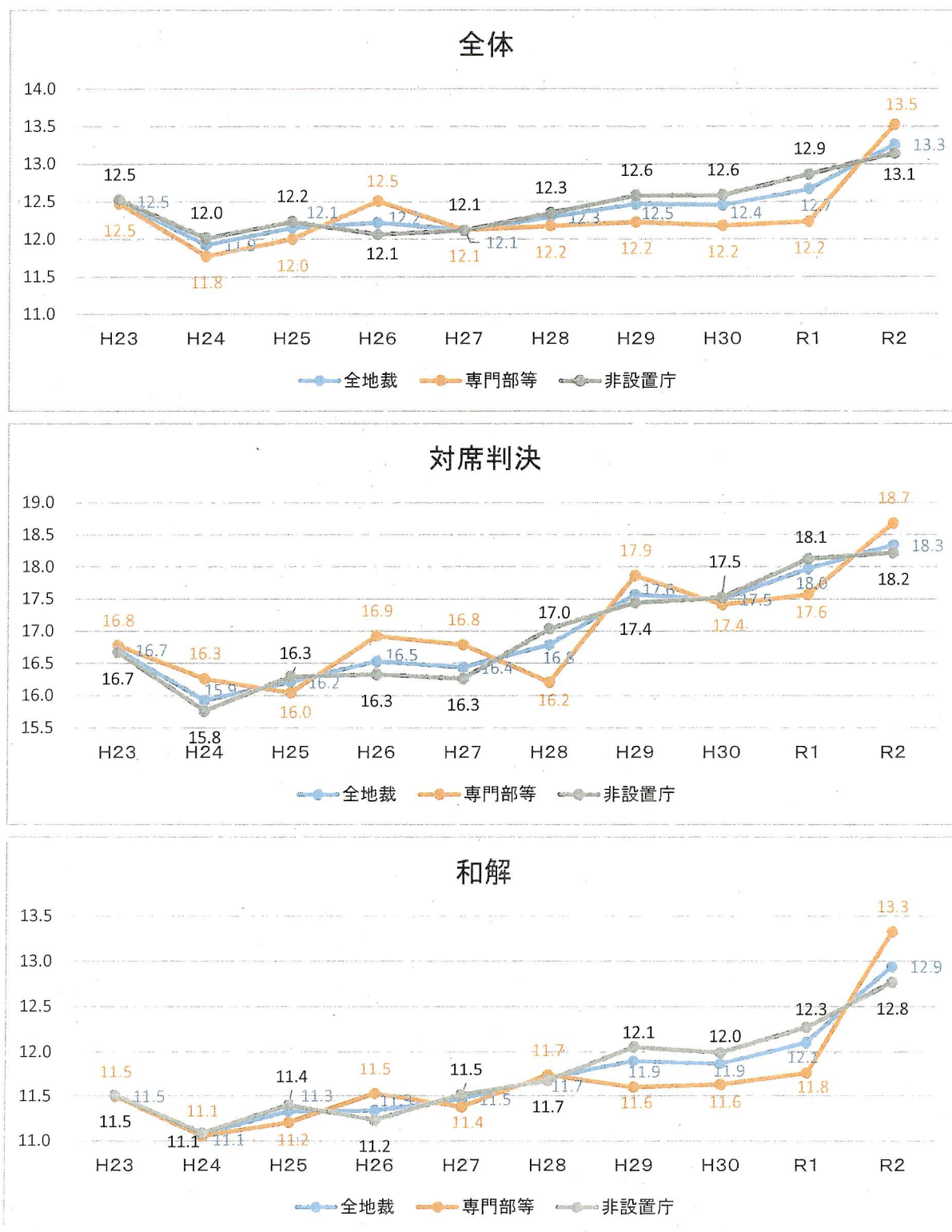


### 3 交通

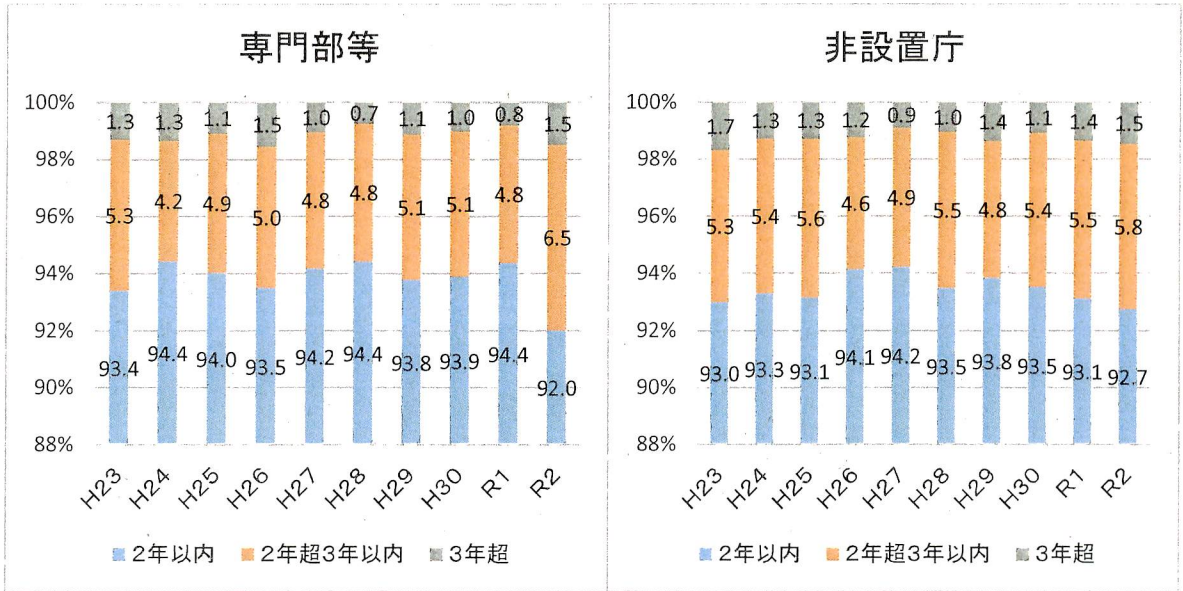
#### (1) 新受件数・既済件数・平均審理期間の推移



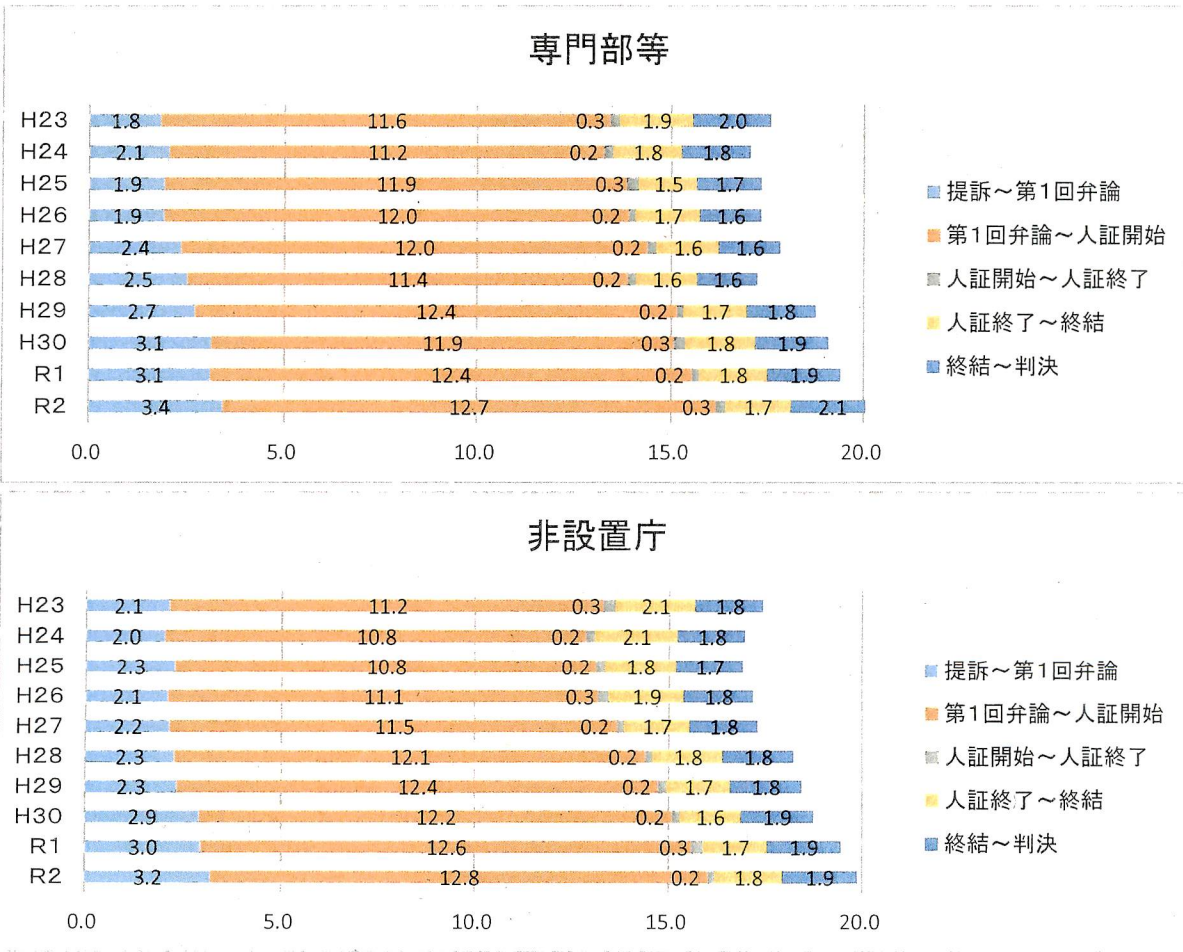
## (2) 終局別平均審理期間の比較



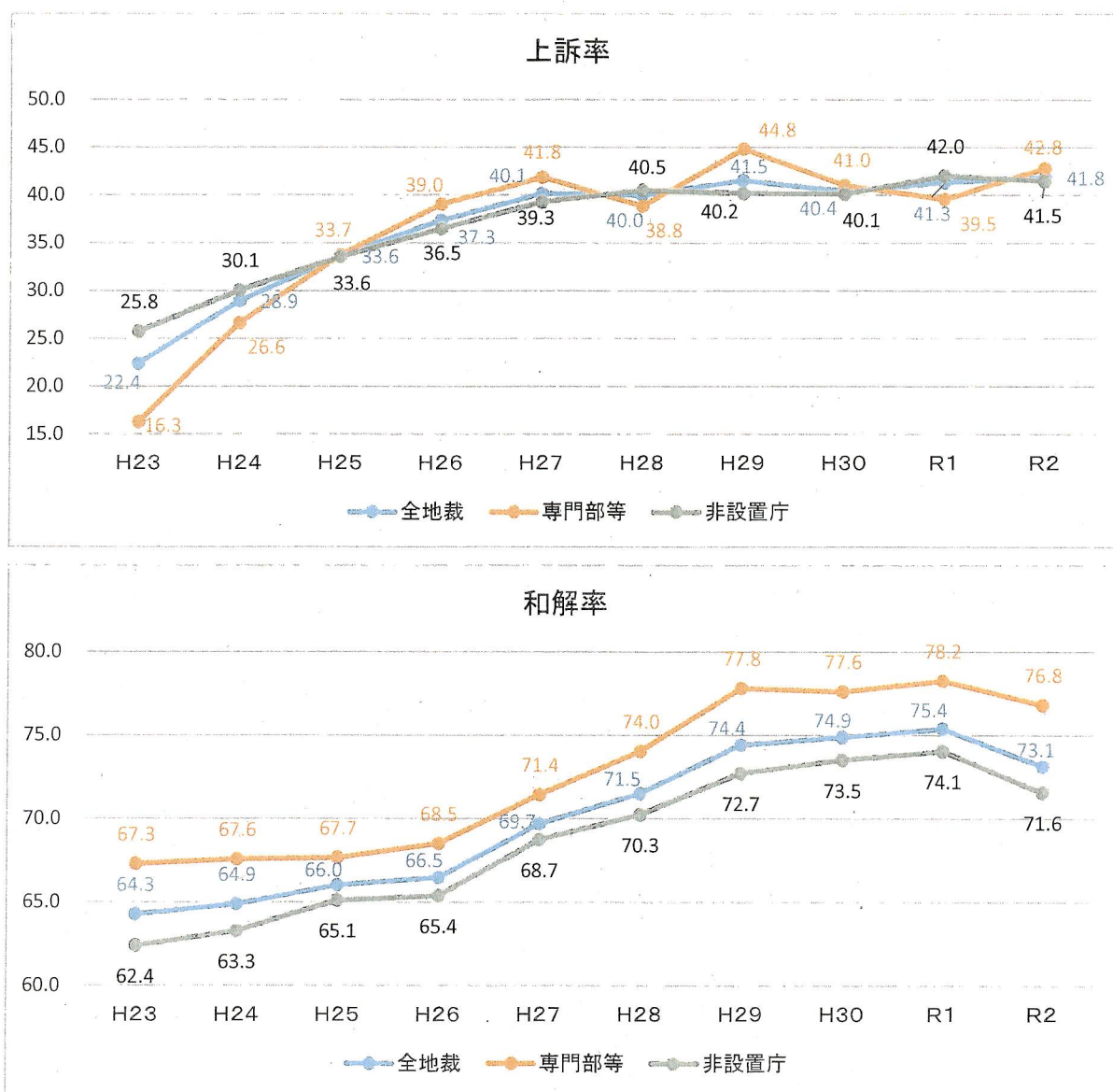
(3) 審理期間別割合の推移



(4) 手続段階別審理期間の推移

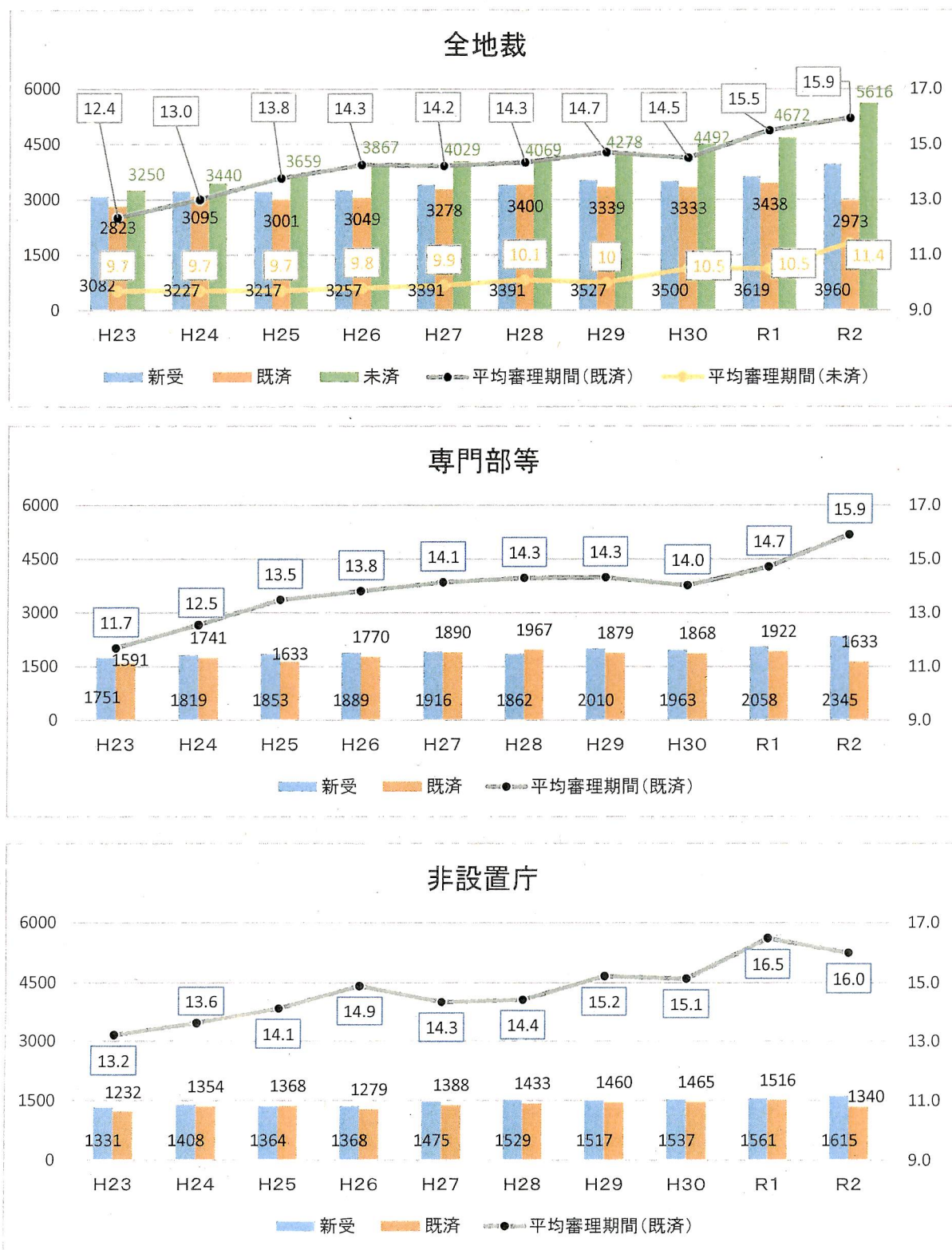


(5) 上訴率・和解率の推移

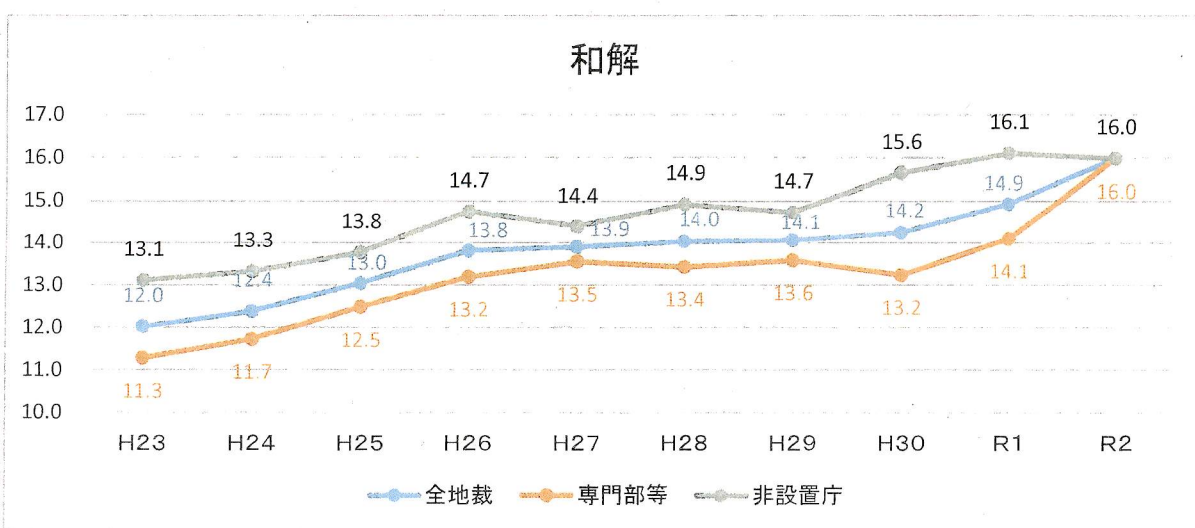
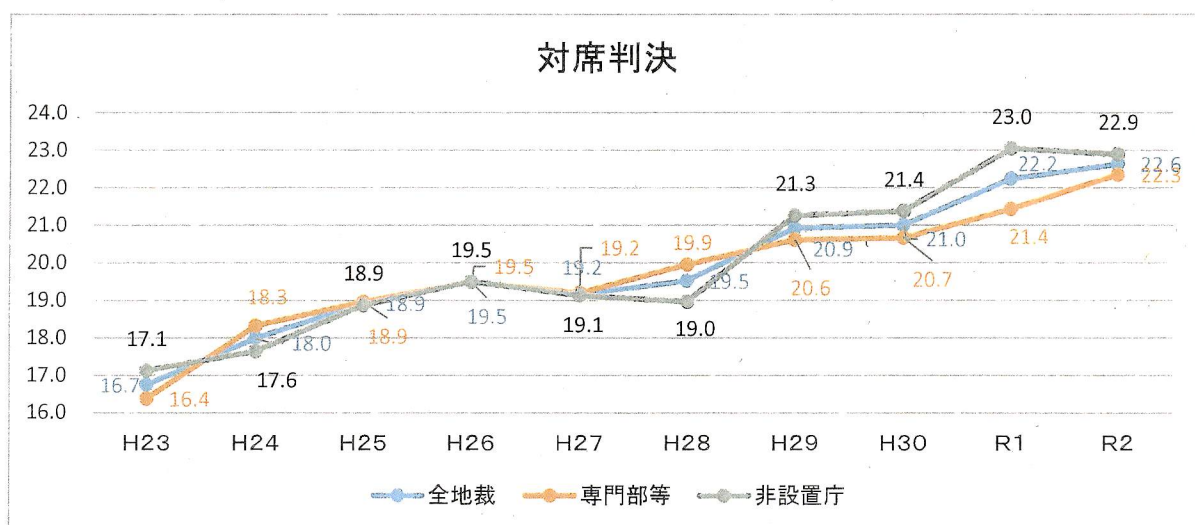
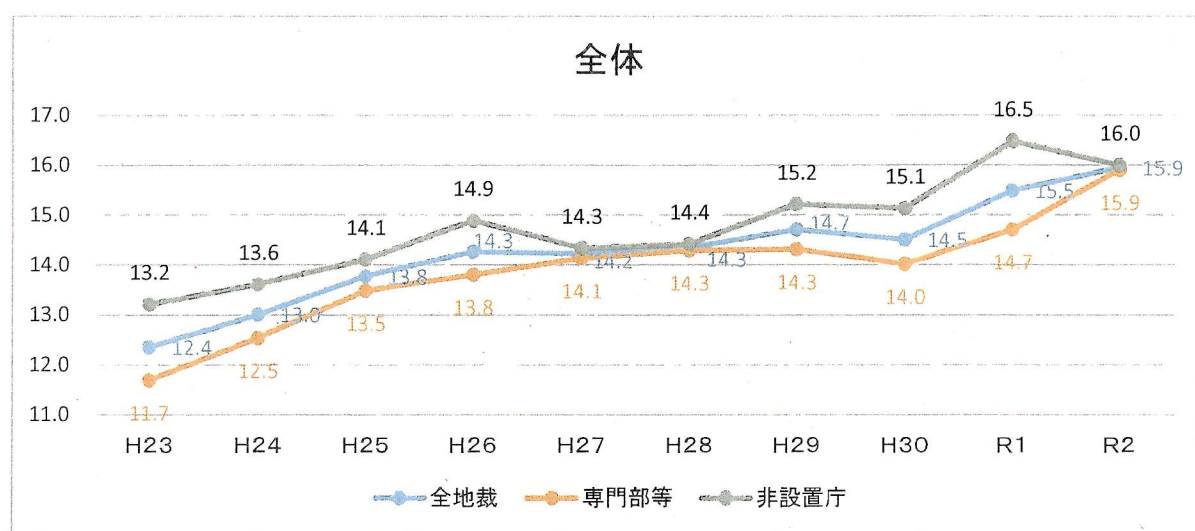


# 4 労働

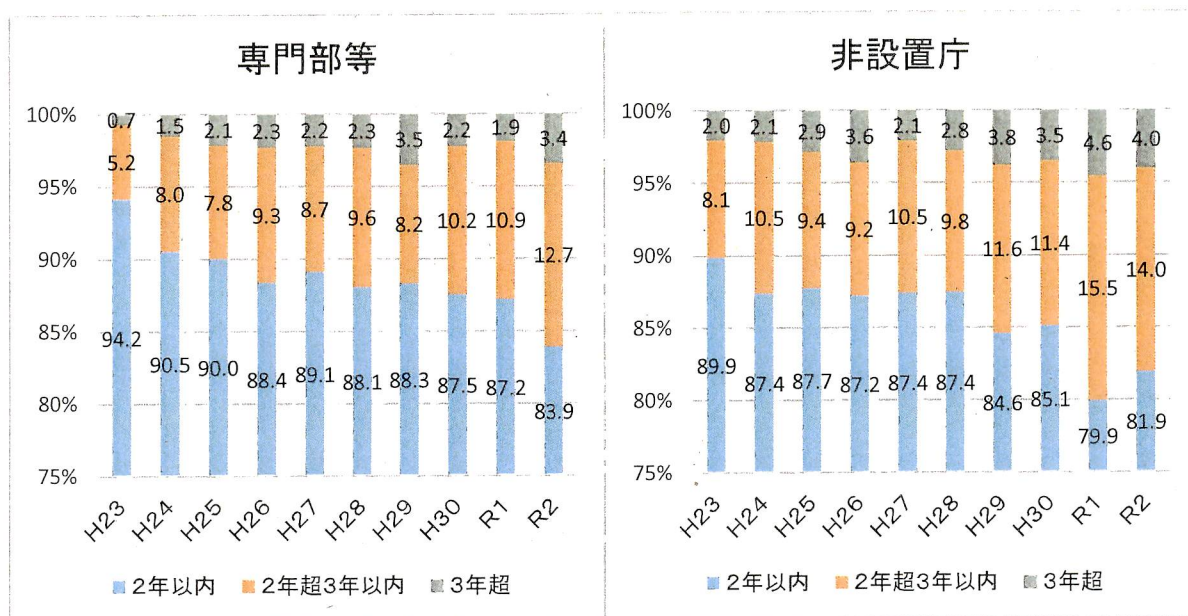
(1) 新受件数・既済件数・未済件数（全地裁のみ）・平均審理期間の推移



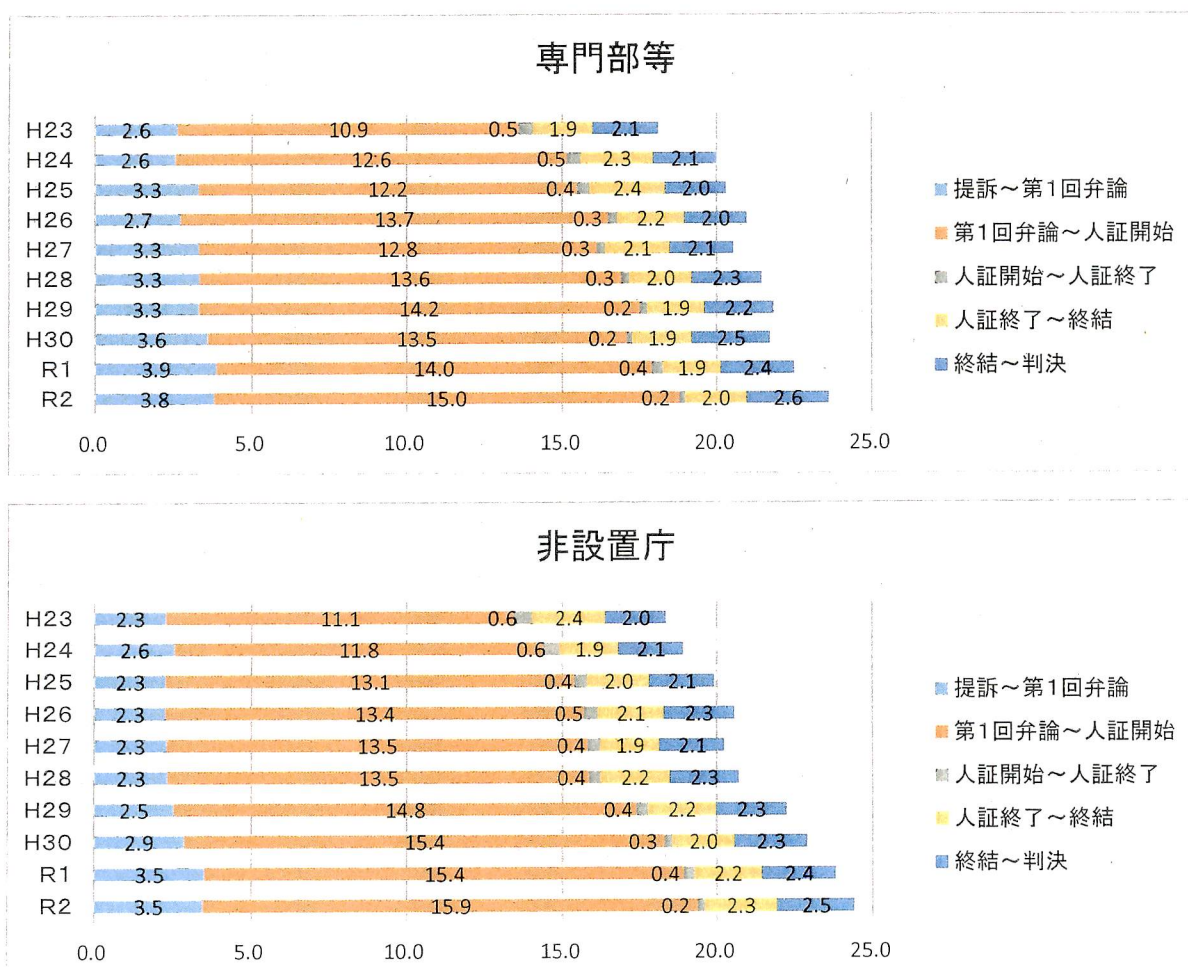
(2) 終局別平均審理期間の比較



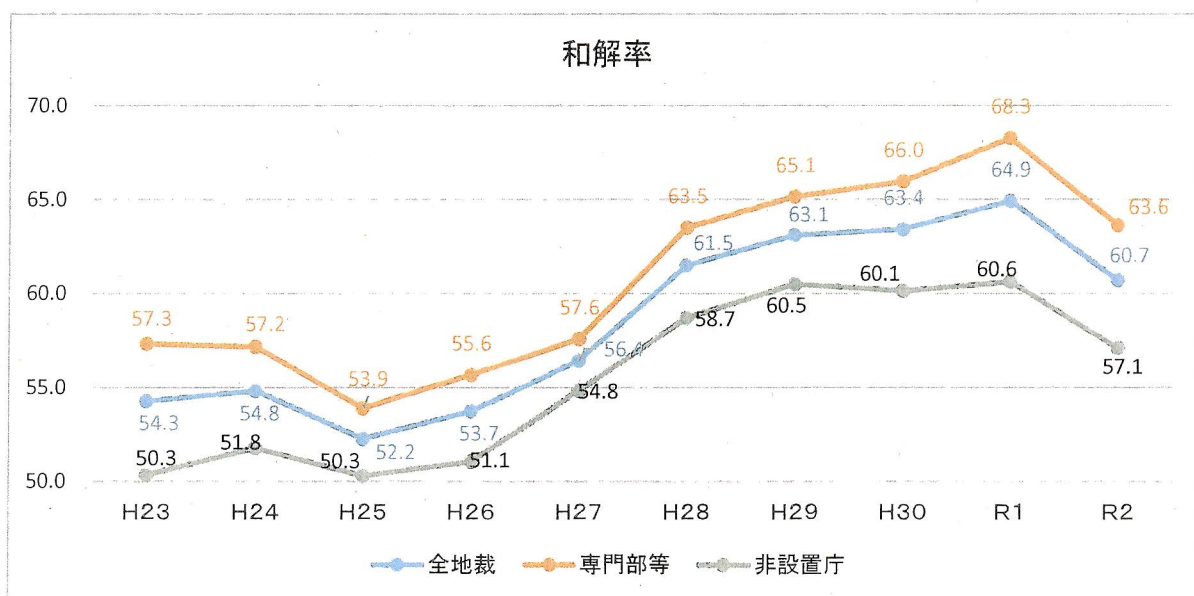
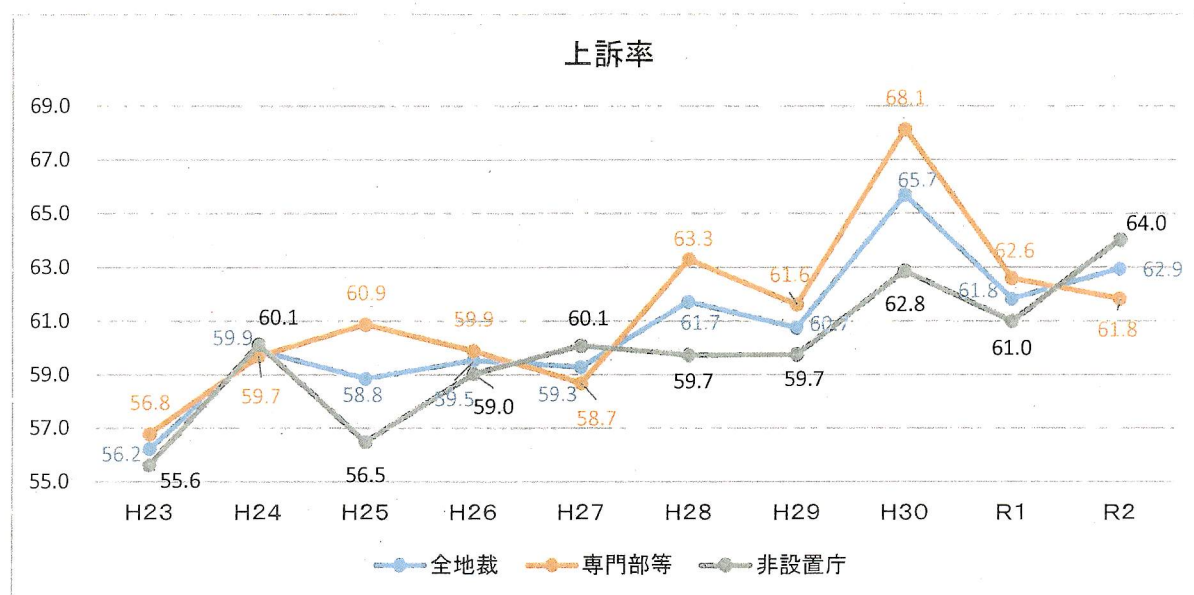
(3) 審理期間別割合の推移



(4) 手続段階別審理期間の推移

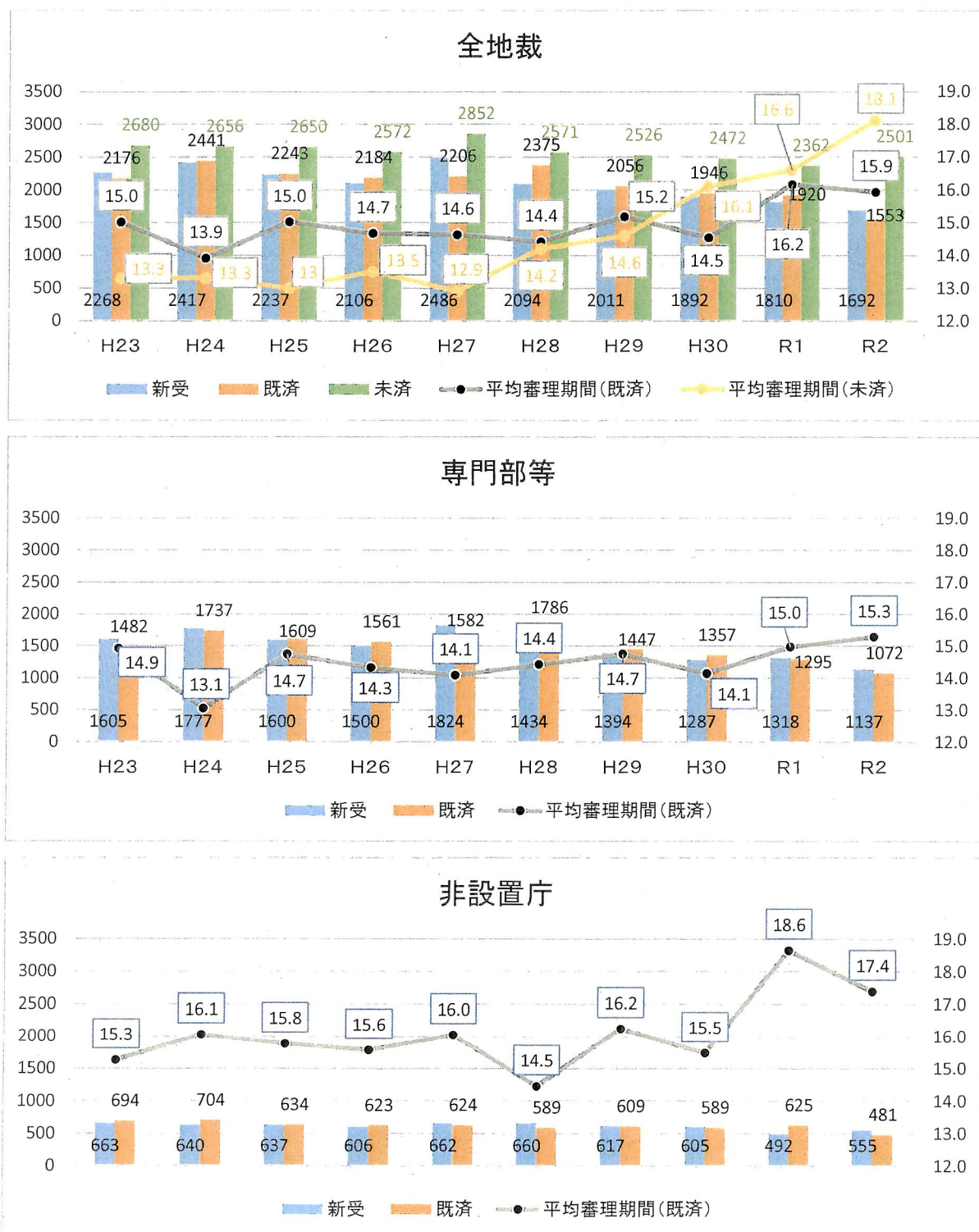


(5) 上訴率・和解率の推移

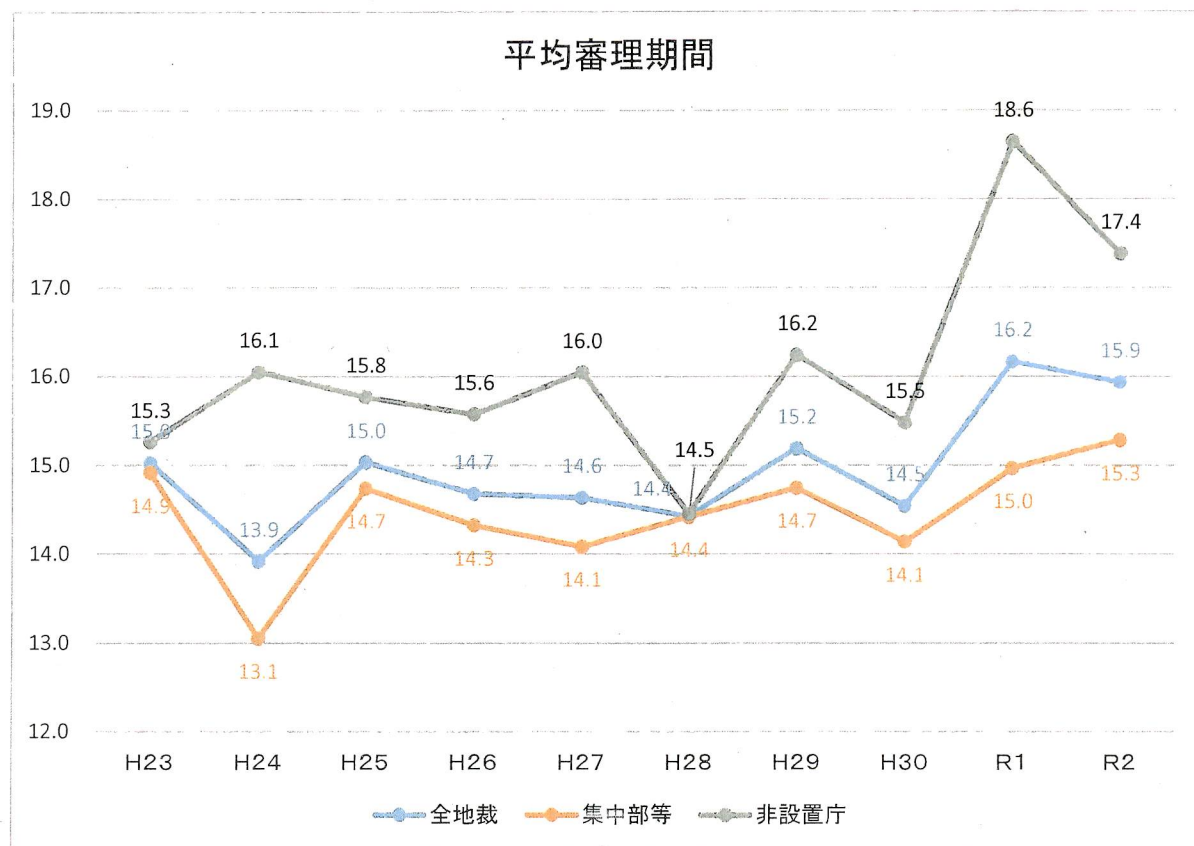


## 5 行政

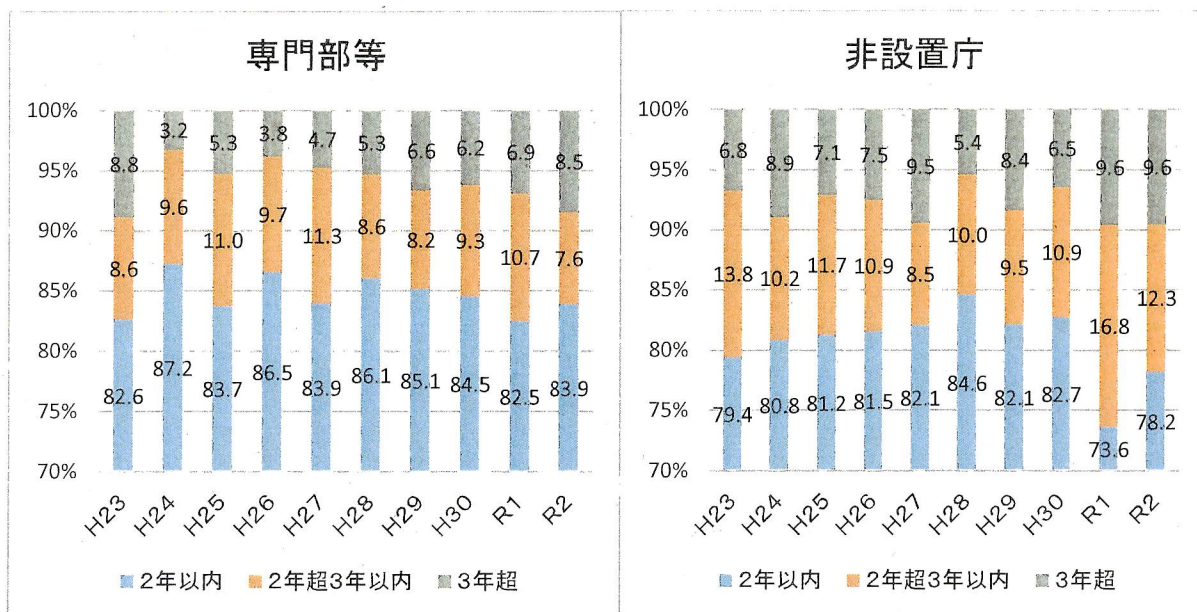
### (1) 新受件数・既済件数・未済件数（全地裁のみ）・平均審理期間の推移



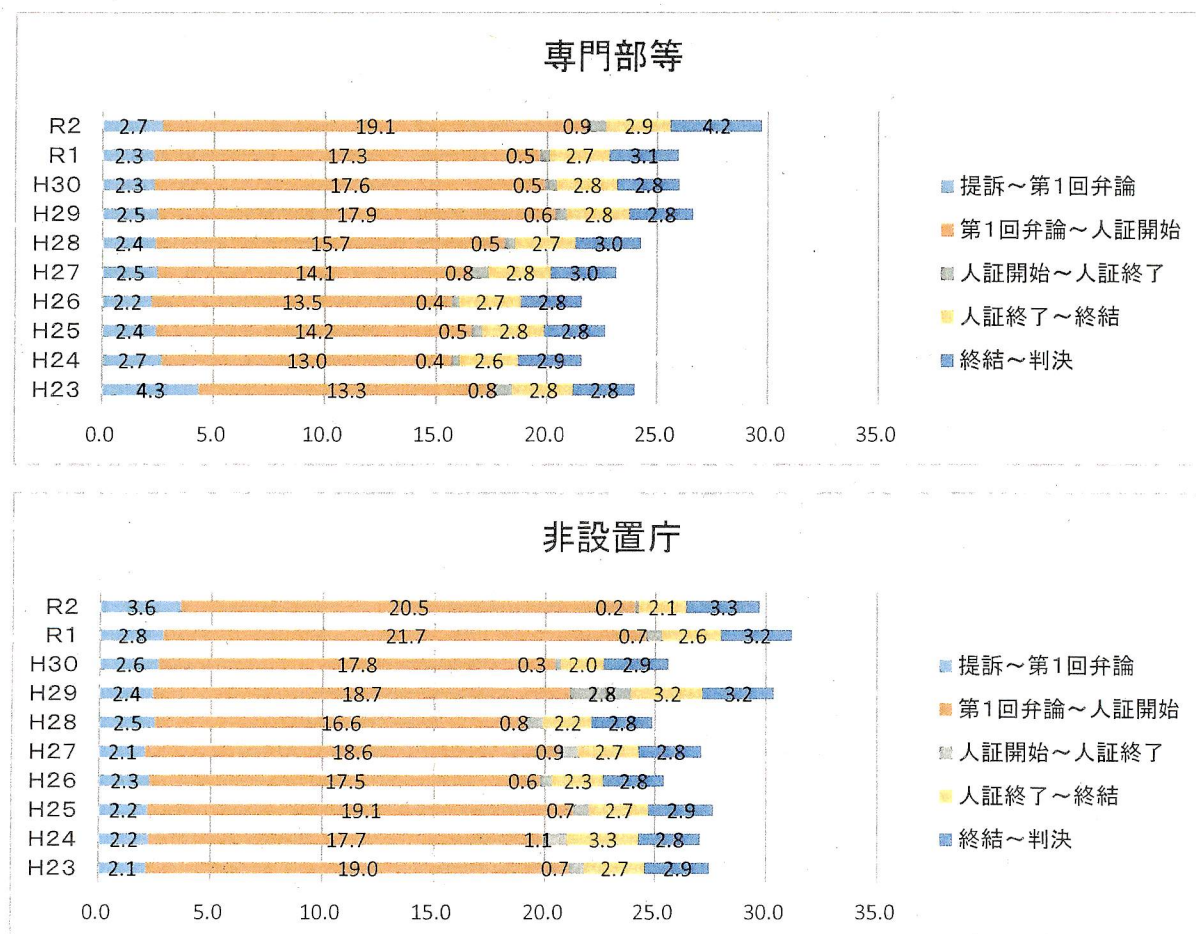
## (2) 平均審理期間の比較



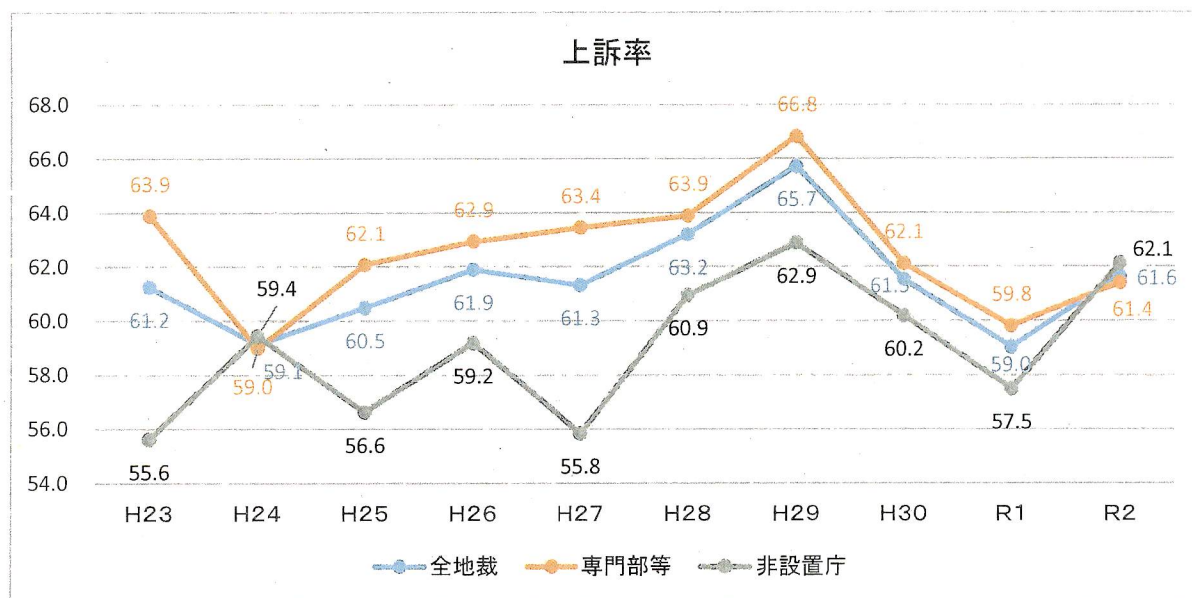
## (3) 審理期間別割合の推移



## (4) 手続段階別審理期間の推移

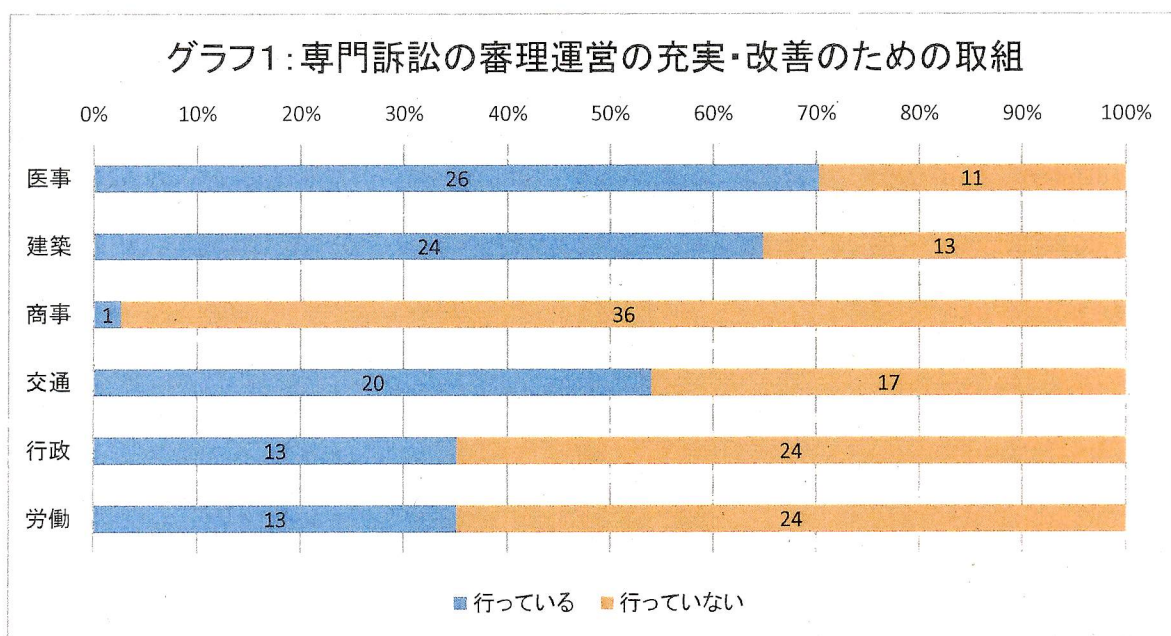


## (5) 上訴率の推移



令和3年度専門訴訟担当裁判官事務打合せ  
専門部等非設置庁に対する事前アンケート結果

Q1 専門訴訟の審理運営の充実・改善のための取組を行っていますか。専門訴訟の類型（知的財産関係訴訟を除く。）ごとに「行っている」か「行っていない」を選択し、「行っている」を選択した場合は具体的な取組の内容を回答欄に記載してください。



具体的な取組の内容

○ 医事

（主張整理・争点整理）

- ・ 診療経過一覧表の作成【12庁】
- ・ 争点整理案，主張整理表の作成【2庁】

（立証）

- ・ 書証番号の振り分け【5庁】
- ・ 早期の段階で，協力医の有無や私的意見書の提出予定を聴取【2庁】

（専門的知見）

- ・ 専門委員の活用【4庁】

- ・ 医療訴訟連絡協議会等，医療関係者や専門委員等との意見交換や協議の実施【7 庁】

○ 建築

（主張整理・争点整理）

- ・ 瑕疵一覧表等の活用【18 庁】
- ・ 争点整理案の作成・ブロックダイアグラムを用いた争点整理【2 庁】
- ・ 専門部が作成した審理モデルを参考にした審理【1 庁】

（専門的知見等）

- ・ 調停委員・専門委員の活用【13 庁】
- ・ 建築士を講師に招いた研究会や専門委員との協議会の実施【3 庁】
- ・ 現地進行協議の活用【2 庁】

（その他）

- ・ 高裁管内の他庁と建築訴訟連絡協議会を開催【1 庁】

○ 交通

- ・ 一覧表の活用【15 庁。うち東京地裁・大阪地裁作成の一覧表の活用 7 庁】
- ・ 期日の入れ方の工夫（被告代理人がついた時点で第 1 回期日を取り消す。当初は期日を入れずに主張整理を行う。）【3 庁】
- ・ 早期の送付嘱託の促し【2 庁】
- ・ 交通事件の審理運営モデルの検討【1 庁】

○ 行政

- ・ 訴状審査票の活用【3 庁】
- ・ 訴状審査段階における訴訟要件の十分な審査【2 庁】
- ・ 本人訴訟の場合，チェックボックス記入式・アンケート形式による補正指示書面の送付【2 庁】

○ 労働

- ・ きょうとソフト等，割増賃金の計算表の活用【9 庁】
- ・ 東京地裁労働部作成の割増賃金の補正依頼書の活用【2 庁】

Q 2 専門訴訟について、審理運営上の困難を感じることもあるか、専門訴訟の類型ごと（知的財産関係訴訟を除く。）に、以下から選択してください（複数選択可）。

【主に訴状審査の段階】

- (1) 本人訴訟の場合など、訴状審査や訴状の補正の促しなどに困難を感じることもある。
- (2) 訴訟要件の把握に困難を感じることもある。

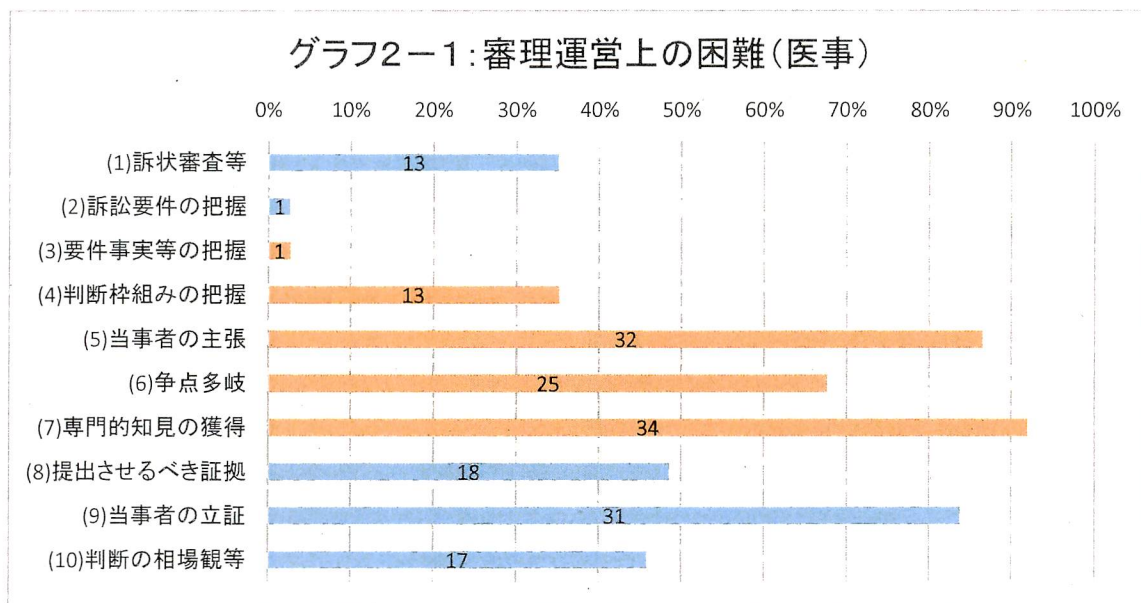
【主に争点整理の段階】

- (3) 要件事実の把握や法制度の理解、法規の解釈に困難を感じることもある。
- (4) 専門訴訟特有の争点に関する判断枠組みの把握に困難を感じることもある。
- (5) 当事者が適切な主張をしてくれず、困難を感じることもある。
- (6) 争点が多岐にわたり、争点を絞り込むことに困難を感じることもある。
- (7) 争点整理や争点に対する判断に必要な専門的知見の獲得に困難を感じることもある。

【主に立証・判決の段階】

- (8) 当事者にどのような証拠を提出させるべきかについて、困難を感じることもある。
- (9) 当事者が適切な立証をしてくれず、困難を感じることもある。
- (10) 判断の相場観や勘所（規範的要件の判断の中核要素やそれらの重み付け、どの程度の証拠がそろっていれば事実を認定することができるか、判断のズジやすわり等）をつかみにくく、困難を感じることもある。
- (11) その他（具体的に記載してください。）

## ○ 医事

**(主張整理・争点整理)**

- ・ 当該専門性について代理人弁護士自身が十分理解できていない場合、反論が出る都度持ち帰って対応を検討するといった進行になり、迅速な進行ができないことがある。
- ・ 当事者から、過失の主張なのか単なる事情なのか分からない事実が雑多に主張され、裁判所が整理を促しても対応していただけない場合に、争点の確認及び判決において、どこまで各主張に触れるか悩ましいことがある。

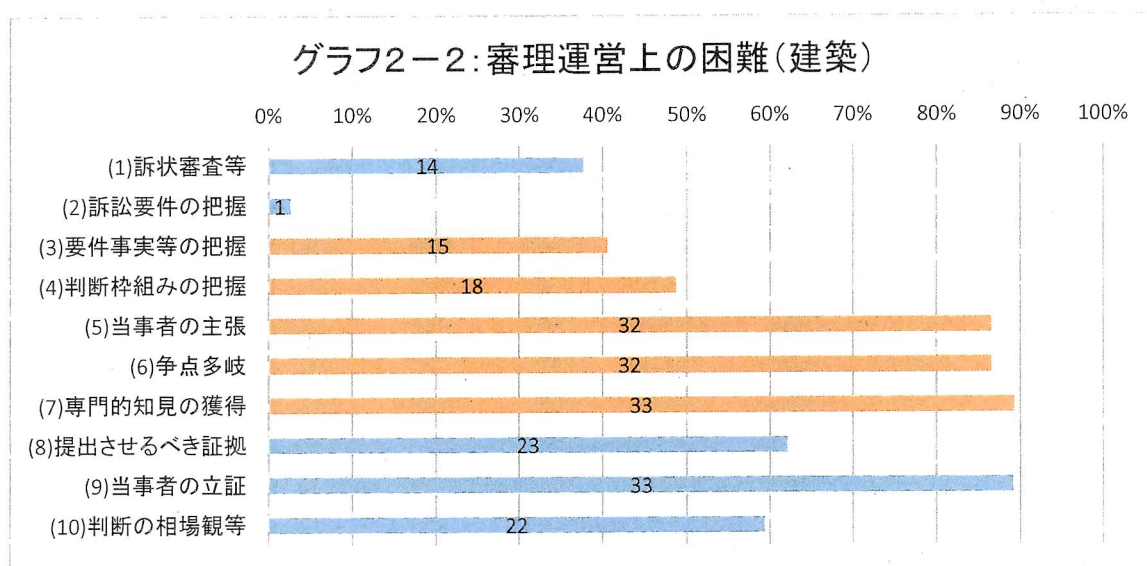
**(専門的知見)**

- ・ 医学的知見に関する文献と当該訴訟との関連性や、当該文献の信頼性についての当事者の意識が不十分な例が散見される。
- ・ 医療訴訟で、専門委員からは、説明しか聴くことができず、その結果が証拠にならないため（評価的説明などそれを超える利用法については当事者から抵抗を示されることが多い）、その後に鑑定をせざるをえなくなるなど、有効な活用方法に限界を感じる。
- ・ 小規模な裁判所においては、調停委員や専門委員の候補者に当事者と利害関係がある方が多く、選任しにくい。
- ・ 医療訴訟における専門家証人について、スケジュール調整が難航し、また、遠方に居住しており費用がかかるなど、証人尋問の実施に多くの費用と時間を割かれることが多いという困難性がある。
- ・ 当事者（代理人弁護士）が適切な専門的知見を得る手段を有しておらず、訴訟進行に困

難を感じることもある。

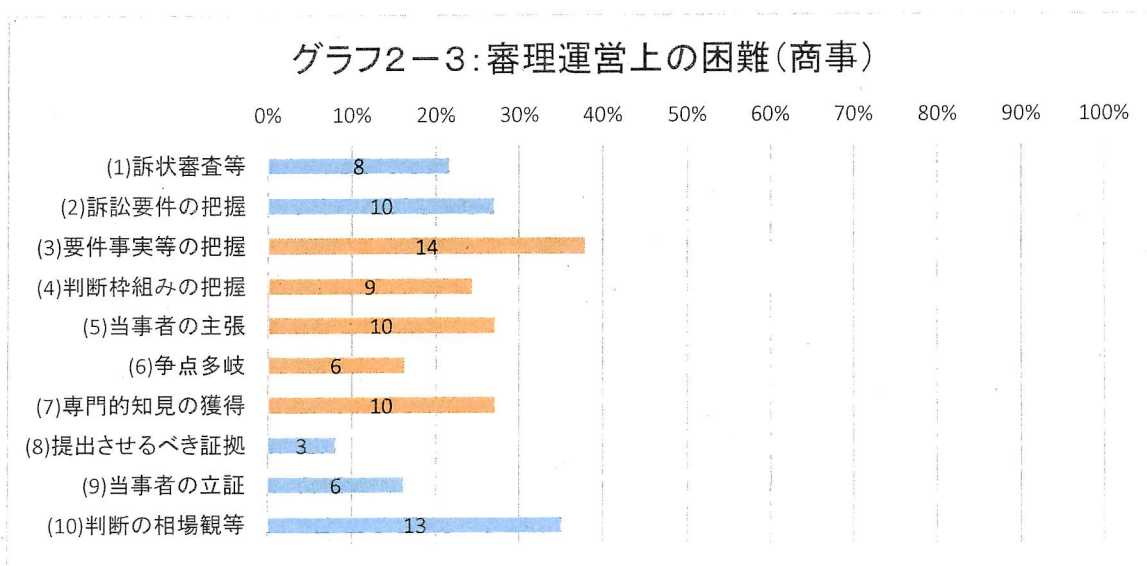
- ・ 専門委員や鑑定人の確保に困難を感じる。

## ○ 建築

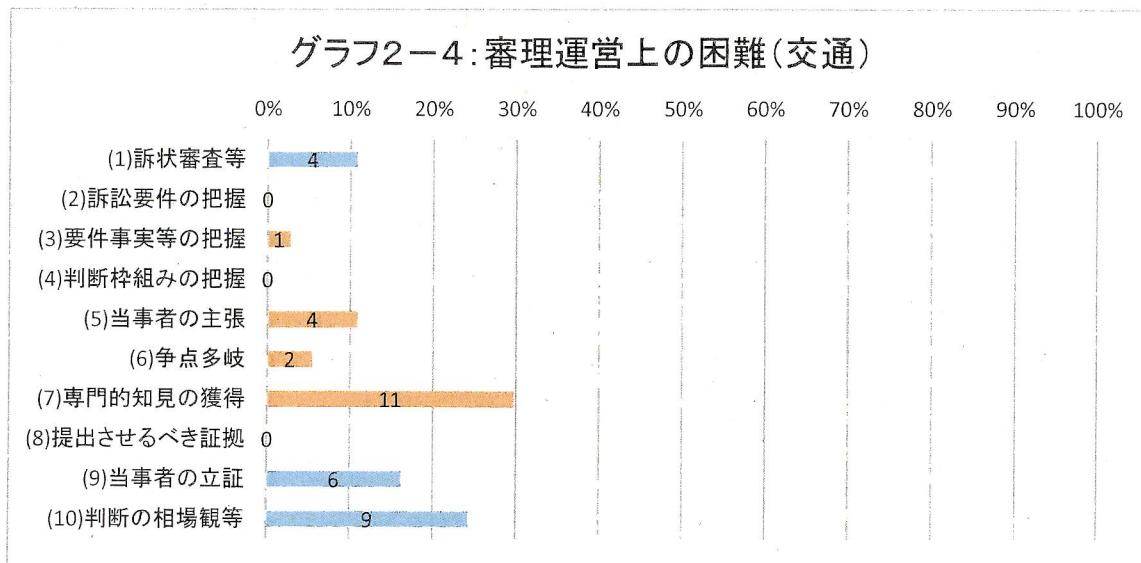


- ・ 当該専門性について代理人弁護士自身が十分理解できていない場合、反論が出る都度持ち帰って対応を検討するといった進行になり、迅速な進行ができないことがある。
- ・ 建築訴訟で、専門委員をうまく活用した効果的な訴訟指揮ができていないと感じる。

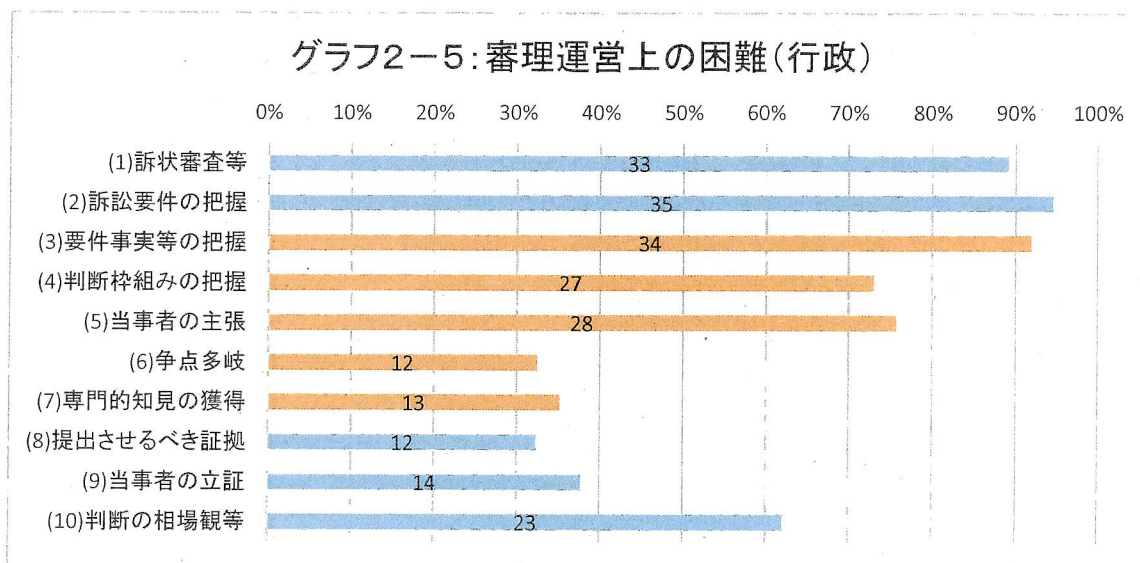
## ○ 商事



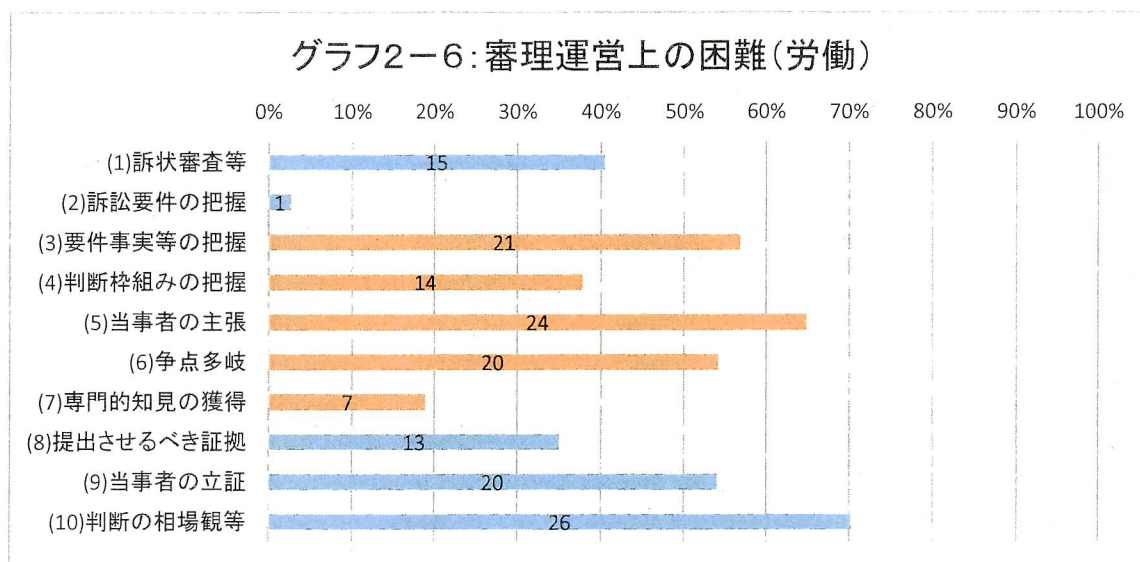
○ 交通



○ 行政



## ○ 労働



## ○ その他の指摘

## (代理人)

- ・ いずれの訴訟類型についても、訴訟手続の適正・迅速な進行を図れるか否かは、代理人弁護士知識・経験によるところが大きいと感じる。

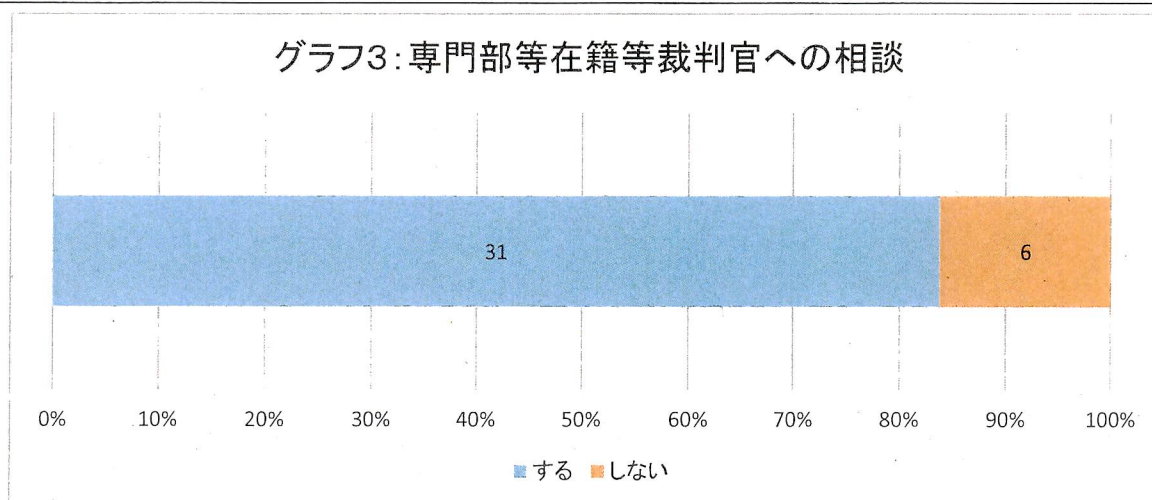
## (審理運営の在り方)

- ・ 専門訴訟全体の審理運営全般について、標準的な審理運営のイメージを把握するのが難しく、自らの審理運営や判断が、専門部の行っている審理運営や判断と照らして合致しているのか、異なっているのか分からないため、自らの審理運営や判断を省みてレベルアップにつなげていくのが難しい。

## (専門的知見)

- ・ 適した専門家がない場合に、専門的知見の獲得が困難であると感じる場合がある。
- ・ 交通事故で医学知識が問題となる場合や、労働事件の労災関係の事件で医学知識が問題となる場合に、専門的知見の取得に困難を感じることもある。

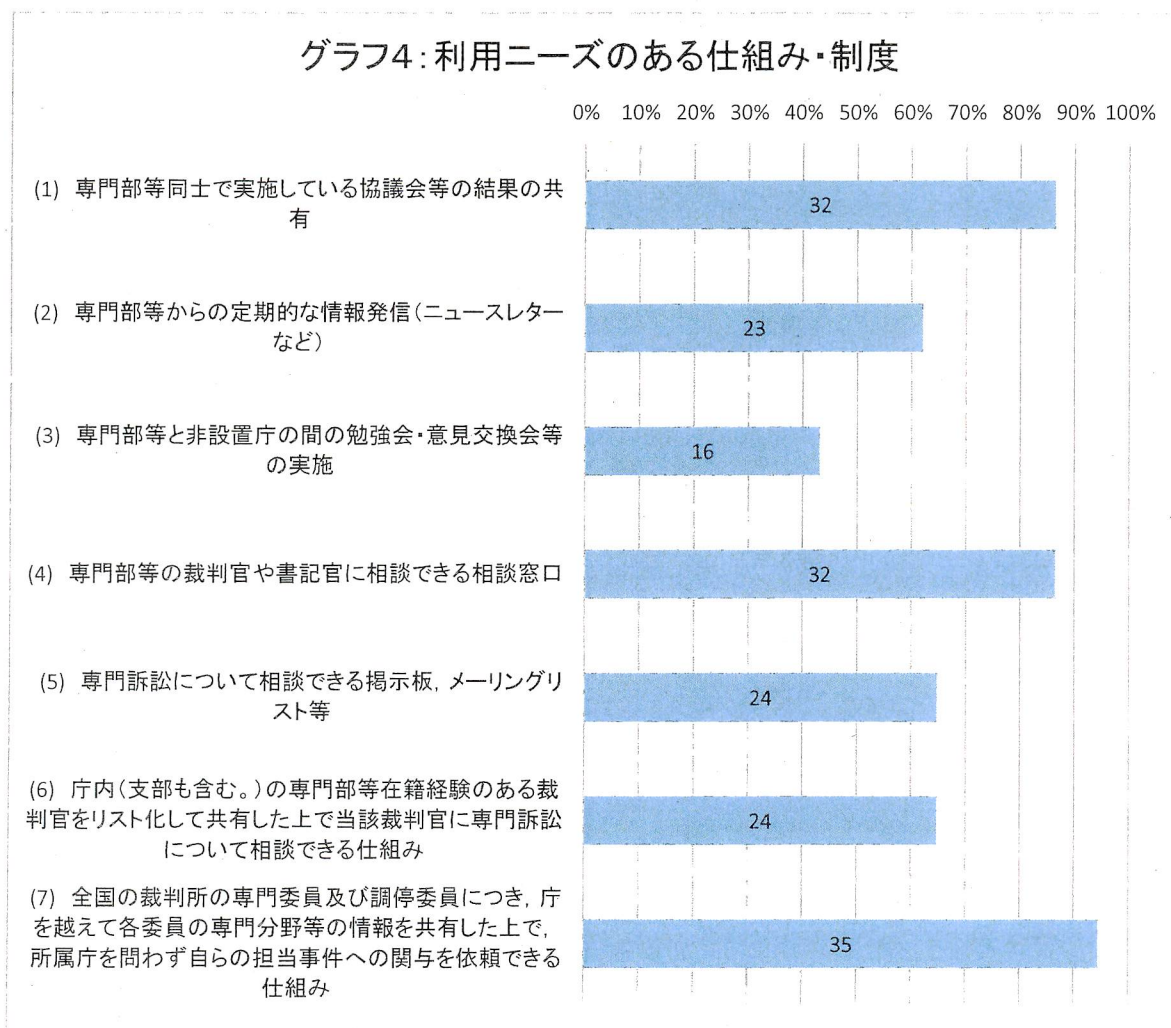
Q 3 専門訴訟の審理を進める中で困難や疑問が生じた場合、専門部等に在籍している裁判官又は専門部等に在籍経験がある裁判官（部内の裁判官を除く。）に相談することがあります。か。「する」か「しない」を選択し、「しない」を選択した場合はその理由を以下から選択してください。



#### 相談しない理由

- (1) 専門部等に在籍している又は在籍経験がある裁判官に相談したいと思うほどの困難や疑問を感じたことがない。0庁
- (2) 専門部等に在籍している又は在籍経験がある裁判官に相談するという発想を思い付かなかった。0庁
- (3) 専門部等に在籍している又は在籍経験がある裁判官を知らない。2庁
- (4) 専門部等に在籍している又は在籍経験がある裁判官を知っているが、相談しづらい。2庁
- (5) その他 2庁
  - ・ 交通事故については現時点では困難を感じることは少ないが、多数扱い始めた当初は、相場観や勘所を掴むのに困難を感じた。東京地裁の交通部の在籍経験がある裁判官と同じ部屋で仕事をしていたときは、いろいろと話を聞くことができ、非常に助けられた。
  - ・ 部の裁判長及び右陪席3名がそれぞれ、医事・建築・交通・行政・労働の専門部等の経験者なので、多くの場合は部内で相談することができ、現に専門部等に在籍する裁判官にまで相談する必要があることはほとんどない（他庁に相談するのは、建築事件等で専門委員の推薦を求める場合くらいである。）。

Q 4 過去に担当した（又は現在担当している）専門訴訟につき、以下のようなツールや仕組み・制度があれば、実際に利用・参照したであろう（又は実際に利用・参照するであろう）と考えられるものがあれば、選択してください（複数選択可）。



### その他の指摘

#### （情報へのアクセスの向上）

- ・ 協議会等の結果を共有する場合には、項目で検索できるようにしてもらえると、有り難い。
- ・ 争点単位での情報調査ツール（各専門分野についての文献の紹介といった大枠のものではなく、具体的な争点について、どの文献に関連情報が掲載されているかを検索できるツール）や専門訴訟の文献を執務用パソコンで閲覧できるツール（電子書籍化）。小規模庁では、専門

訴訟に関する文献が圧倒的に少ないため。

- ・ ミンフォやG－d e s kの検索やアクセスの向上

(専門的知見)

- ・ 専門分野ごとに整理された専門委員のデータベース
- ・ 鑑定人候補者の情報共有・推薦等についても仕組みを確立してほしい。

(相談窓口)

- ・ 一般的なノウハウを知りたいときは判例雑誌等に掲載されている協議会の議事録などを読んだり、G－d e s kに掲載されている文献を読むなどして対応している。個別の処理について確認したいときに、個人のつてを頼るには限界があり、これが制度化されると使いやすくなると思う。

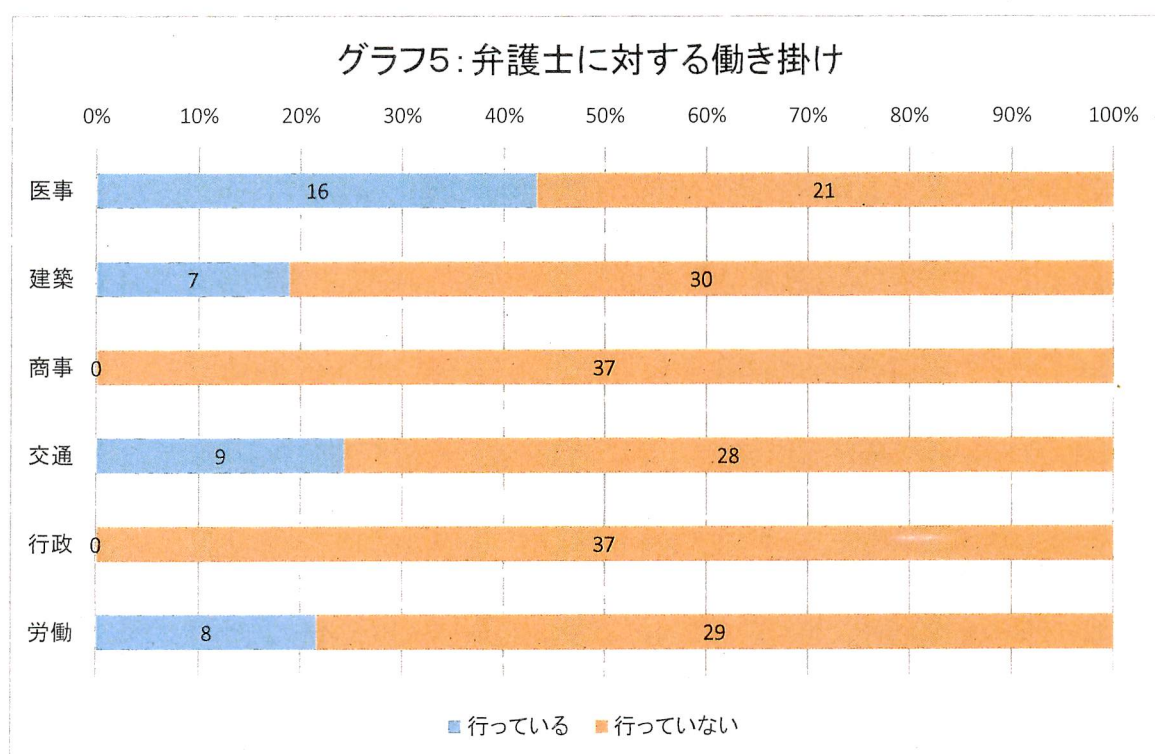
(掲示板)

- ・ 試験的な審理運営改善方法及びその実施の結果に関して各庁（専門部に限らない）間で気軽に共有し合える掲示板

(その他)

- ・ 専門部のマニュアル・事務処理要領・各種様式について、各庁が適宜提供を受けられる仕組みがあると助かる。
- ・ 専門部等から随時の情報発信をお願いしたい。

Q 5 専門訴訟の審理運営の改善に向け、弁護士に対する働き掛けの取組を行っていますか。専門訴訟の類型（知的財産関係訴訟を除く。）ごとに「行っている」か「行っていない」を選択し、「行っている」を選択した場合は具体的な取組の内容を回答欄に記載してください。



#### 具体的な取組の内容

##### ○ 医療

- ・ 裁判所、弁護士、医療関係者が参加する医療訴訟連絡協議会等の実施 【10庁】
- ・ 弁護士会との意見交換会や勉強会の実施 【3庁】
- ・ 証拠番号の付し方・診療経過一覧表の作成方法等を記載した説明書面、診療経過一覧表、争点整理表を、弁護士会に周知したり代理人に配布したりする取組 【3庁】
- ・ 東京地裁のウェブサイトに掲載されている書式の配布とこれを利用した審理運営の提案を弁護士会との協議会において実施 【1庁】

##### ○ 建築

- ・ 弁護士会との意見交換会等の実施 【5庁】
- ・ 弁護士に対する瑕疵一覧表等の書式等の提供 【1庁】

- ・ 事件が係属する都度，審理運営の留意点の周知 【1 庁】

○ 交通

- ・ 一覧表を利用した審理を行うための弁護士会に対する働き掛けや代理人に対する周知・活用の促し 【5 庁】
- ・ 弁護士との勉強会 【2 庁】
- ・ 弁護士会の研修に講師として出席 【1 庁】

○ 労働

- ・ 弁護士との勉強会・協議会 【5 庁】
- ・ 事件が係属する都度，審理運営の留意点の周知 【1 庁】
- ・ 弁護士との勉強会において，東京地裁労働部の訴状の補正依頼書のひな型を配布し，その利用を促した 【1 庁】
- ・ 労災事件について，書証を医療訴訟類似のABC方式で提出するよう弁護士会との協議会で依頼し，書面を配布した 【1 庁】

Q 6 ある類型の専門訴訟又は通常民事訴訟について、他の類型の専門訴訟で用いられる専門的知見を活用することが有益であると考えられるものがあるか、実際に活用した例や、活用しようと思ったができなかった例、活用すれば有益であると考えられる例があれば、回答欄に具体的に記入してください。

(1) 医学的知見の活用

ア 交通関係訴訟【16庁。うち6庁が実際に活用。】

- ・ 交通事故との因果関係の判断
- ・ レントゲン写真やMRI画像の所見等
- ・ 後遺障害の有無、程度等

イ 労働関係訴訟

- ・ 労災事件【3庁】
- ・ ハラスメント訴訟や復職の可否の判断における精神疾患に係る医学的知見【2庁】

ウ 通常民事訴訟

- ・ 遺言能力の有無
- ・ 施設収容者に対する医療措置が問題となる国家賠償請求事件における医学的知見

(2) 建築士の知見の活用

ア 交通関係訴訟【3庁。3庁とも実際に活用。】

- ・ 交通事故により損壊した建物の修理の必要性、相当性等

イ 通常民事訴訟

- ・ 賃貸建物の原状回復の内容や費用等、朽廃の有無【2庁】
- ・ 埋蔵物の量・性質

(3) 公認会計士の知見の活用

- ・ 通常民事訴訟（遺留分減殺請求事件等）における閉鎖会社株式の評価額の算定【2庁。うち1庁が実際に活用。】
- ・ 帳簿や会社経理の知識が必要となる事案

(4) その他

（商事）

- ・ 取締役の義務違反等の判断に際して必要となる、行政の規制の実態に関する知見・税務に関する実務的知見等

(交通)

- ・ 修理方法や費用等が争われる事案におけるアジャスター等の専門家の活用
- ・ 工学的知識が必要となる場合の工学系技術者の関与

(行政)

- ・ 運転免許取消しの行政処分における交通訴訟の知見

(通常民事訴訟)

- ・ 立ち退き料に関する事案についての不動産鑑定士の関与
- ・ 税金に関する知識が必要となる事案についての税理士の関与
- ・ 遺留分減殺請求訴訟や共有物分割請求訴訟における評価額算定のための不動産鑑定士，土地家屋調査士，税理士等の活用

※ 活用しようと思ったができなかった例

特定の庁の医療関係ネットワークについて，他庁の事案での活用は認められていないとして医事関係訴訟で活用させてもらえなかったことがあった。また，医事関係訴訟以外の類型（例えば後遺症等が問題になる交通関係損害賠償請求訴訟）において医事関係ネットワークを利用できなかったことがあった。

Q7 ある類型の専門訴訟又は通常民事訴訟について、他の類型の専門訴訟のプラクティスを応用することが有益であると考えられるものがあるか、実際に応用した例や、応用しようと思ったができなかった例、応用すれば有益であると考えられる例があれば、回答欄に具体的に記入してください。

#### <訴状審査>

##### (1) 訴状補正のノウハウの応用可能性

- 行政関係訴訟のアンケート式の訴状補正のノウハウを本人訴訟において活用【6庁とも実際に活用】
- 東京地裁労働部のチェック式の訴状補正依頼書や答弁書作成の留意点を記載した事務連絡の応用【3庁】
  - ・ 他の専門訴訟において当該類型の訴訟に慣れていない当事者の場合に使用すると有益である。

#### <主張整理・争点整理・証拠整理>

##### (2) 主張整理における一覧表の応用可能性

- 交通部の一覧表を利用した審理の民事訴訟一般における応用可能性【2庁】
  - ・ 基本的な事実（主要事実等）を漏れなく訴状に記載させ、かつ、その後、被告の主張と対比させるためにその記載のある電子ファイルを両当事者間で交換させることとし、そのような事実以外の事実（間接事実等）については、それとは別枠で当事者に自由に記載させて事案を説明させる、という形の主張書面をシステムティックに提出させるやり方は、今後、他の類型の専門訴訟や通常民事訴訟の審理においても目指すべき方向性なのではないかと考えられる。
  - ・ 人身損害が問題になる訴訟に応用可能である。
- 建築関係訴訟の瑕疵一覧表等の応用【6庁ともに実際に活用】
  - ・ 工業製品の瑕疵が問題となった事案
  - ・ 建築が関係する行政訴訟
  - ・ 原状回復請求事件において損傷部位、現状、回復を要する範囲・費用等の一覧表の作成
  - ・ 建物の売買や原状回復請求訴訟

- ・ 多数回にわたる預金払い戻しに関する不当利得返還請求訴訟
- ・ 労働訴訟のパワハラ等が多岐に渡る事案や、通常民事訴訟の不法行為が多岐に渡る事案や、漏水事故の損害（補修費用等）の主張整理に応用する。
- ・ 全事件類型につき、建築訴訟の一覧表を参考として、エクセルを活用した主張整理表（主張の概要、エッセンスのみを書き込んだもの）を作成し、ファイル共有した上で、その都度審理の到達点を可視化して当事者と共有する。

○ 診療経過一覧表の応用可能性【3庁】

- ・ 症状固定等が争われている交通事件や労災事件
- ・ 客観的な事実経過がキーポイントとなる事案において、診療経過一覧表を応用し、一連の経緯のうち争いのない事実、原告が主張する事実及び被告が主張する事実をそれぞれ時系列順に根拠となる証拠の番号とともに並べた表を両当事者に作らせ、一連の経緯のうちどの点に争いがあるのか、そのうち重要なものはどれかに関する認識を三者間で共有するという争点整理方法が考えられる。
- ・ 相続関係事件において、時系列の整理のために、診療経過一覧表を作成して、預金の引出状況とその用途を客観的に対応させた一覧表を作成させることが考えられる。
- ・ 一連の経過を主張する類型の事案は、建築瑕疵、ハラスメント訴訟（労働）、医療過誤において共通であり、経過を一覧表に可視化し、主張を付記して整理することがある。

(3) 争点整理における労働審判の審理方法の応用可能性【2庁】

- ・ 争点が拡張していきそうな通常民事訴訟の争点整理手続の早期の段階において、当事者本人に出席してもらい、裁判所から釈明を求め、代理人からも質問してもらう形で、真の争点を把握するとともに、和解できないかも模索する。
- ・ 労働審判における当事者本人ないし関係者からの聴取を参考として、通常民事訴訟において、初期の段階で当事者本人ないし関係者から事情を聴取して、争点の整理及び事案の解明に努める。

(4) 医事関係訴訟における書証提出方法の応用可能性【3庁】

- ・ 例えば、離婚訴訟における離婚原因、親権、財産分与に証拠符号を分ける。
- ・ 他の医学的知見が問題となる損害賠償事案への応用（労災の安全配慮義務違反事案など）

(5) 割増賃金請求訴訟におけるサンプリング方式の応用可能性

- ・ 長期間にわたる継続的不法行為に係る損害算定に応用

## ＜専門的知見の活用＞

### (6) 知財関係訴訟における技術説明会のノウハウの応用可能性

知財訴訟では、弁論準備手続の最終期日、あるいは弁論準備手続終結後の最初の口頭弁論期日において、いわゆる技術説明会を実施し、当事者双方に対し、それぞれの主張とその根拠、相手方の主張の排斥理由等についてプレゼンテーションを実施し、専門委員立会の上で質疑応答等を行うことが多い。複雑困難な事件や、審理にある程度時間を要している事件については、このようなプレゼンテーションを実施することは、主張立証構造等に関し、裁判所と当事者との間で共通認識を得ることに資するのではないかと考える。

### (7) 医療訴訟のカンファレンス鑑定のノウハウの応用可能性

車両故障の原因が争われているような事案において、医事訴訟におけるいわゆるカンファレンスのように、当事者双方の技術者を同席させて、それぞれが考える車両故障の原因を口頭で裁判所に説明してもらう方法が考えられる。車両の構造は非常に複雑で、文献や写真を見ても当事者の主張が正確に理解しきれない場合もあり得るので、専門家に口頭で説明していただく方法は、当事者双方の主張を理解し、争点を明確化するために有効な手段の一つであると思われる。

### (8) 専門的知見の活用のプラクティス

専門的知見をどのタイミングで、どの手法を使って審理に反映させるかは専門訴訟共通のプラクティスである。この点については、早期に当事者の意向（送付嘱託、調査嘱託、専門委員の活用、付調停の活用、鑑定の必要性）を確認するようにし、必要があれば手続を話題にしている。

## ＜判決＞

### (9) 判決別紙の利用

行政訴訟では、関連する行政法規の分量が多く、別紙として添付することも多いが、医事、労働、建築などでも、前提となる知見を別紙化することが考えられる。前提となる知見に大きな争いがないのであれば、当事者に作成してもらうことも考えられる。

**Q 8 専門訴訟につき、①ウェブ会議を利用した争点整理の中で現に実施している審理運営上の工夫例や、②フェーズ3の実現後に実施することが考えられる審理運営上の工夫例があれば、回答欄に具体的に記入してください。**

(1) 訴訟提起の在り方

○ 書式の統一化・合理化（フェーズ3）

- ・ 事件類型に応じた書式を準備し、これを用いて訴え提起や各種申立てをしてもらう（書式の統一化）
- ・ 交通関係訴訟においては損害項目等が定型化されていることから、フェーズ3においては、訴状作成において定型の損害項目に金額を入力すれば訴状ができる仕組み（請求額が算出され、印紙額も算出されるなど）があると大変助かる。また、訴状入力データから損害整理表が作られ、被告が認否を、裁判所が和解金額を入力できるといった仕組みがあると審理が迅速化する。
- ・ 交通事故などについて、請求額（損害額）の自動計算などが可能なウェブ上の入力フォームを整備し、訴状等の定型化を図ることが考えられる。

(2) 主張整理・争点整理の在り方

ア ファイル共有機能により書面を共有し、当事者や裁判所がこれに記入しながら行う主張整理・争点整理等

- ・ 医療関係訴訟における診療経過一覧表、時系列表
- ・ 建築関係訴訟における瑕疵一覧表
- ・ 交通関係訴訟における主張・損害一覧表（東京・大阪作成の一覧表を含む）
- ・ 労働関係訴訟におけるブロックダイアグラム、割増賃金計算表、ハラスメント一覧表、解雇事案における問題行為一覧表
- ・ 主張整理表・争点整理表
- ・ 専門訴訟の複雑な和解条項案

イ 当事者の主張の一覧性の確保

- ・ 訴状を、主要事実と間接事実を明確に区別させるとともに（なお、時系列表等の表が必要であれば、表のたたき台を作成してもらう。）、それぞれに対応する証拠を分かりやすく記載してもらう。その上で、答弁書は提出させず、訴状にそのまま記入してもらい、

それに基づき、協議を行うということを繰り返し、争点、主張及び証拠の整理後に、最終的な準備書面を出させるという工夫を行ってみたい。

- ・ 事実経過が重要となり、争いがある事案では、訴状等の事実経過の記載に対する認否を、ワードを縦に分割して、双方の主張・認否を左右で対比できる形で記載してもらっている。
- ・ 全類型の専門訴訟において、期日では口頭議論を重ねながら、当事者の主張を一覧表に記入する形で作成してもらい、最終的に完成した一覧表のみを陳述させ、判決にも当事者の主張として同一覧表を添付するという工夫例が考えられる。

#### ウ 主張と証拠の結びつき

- ・ フェーズ3の実現後、診療経過一覧表、瑕疵一覧表などの一覧表に関して、その記載と関係書証とをハイパーリンクによって紐付けることにより、一覧表のハイパーリンクをクリックすれば直ちに関係書証の記載や画像を閲覧できるようにすれば、証拠を探す時間を省くことができ、当事者との口頭議論の円滑化、執務の効率化を図ることが可能となる。
- ・ フェーズ3実施後、電子カルテのデータについて、単なる紙媒体を取り込んだものでなく、データファイルの形式でアップロードすることが考えられる。これにより、当事者が重要と考える記述に付箋機能を用いたり、裁判所が検索機能を使用してカルテを分析したりすることで裁判所の記録検討の便宜が増したり、情報を一元化し、カルテの記載の横に、当事者の主張、過失の時点、関係証拠、医師の意見などを書きこむ形で争点整理を進めることで、争点整理をヴィジュアル化して円滑にしたり判決起案の際の記録検討の時間を短縮できるなどの工夫が考えられる。

#### エ 主張立証のヴィジュアル化

- ・ 瑕疵の有無が問題となる建築訴訟において、写真などでは表現しきれない複雑な瑕疵が主張された場合、本来あるべき建築物の状態及び現状を3Dのデータなどでわかりやすく表現し、当事者と裁判所で認識の共有を図ることなどが考えられる。(フェーズ3)
- ・ 医療訴訟や交通訴訟につき、証拠である画像データに主張を直接書き込んで視覚的に明らかにしてもらうことが考えられる。具体的には、レントゲン写真に直接読影のポイントを書き込んでもらうことや、カルテに当事者双方から直接重要部分をマーキングしてもらうことなどが考えられる。(フェーズ3)

#### オ 主張書面の通数制限

- ・ 専門訴訟に限らず、通常の民事訴訟にも言えることだが、記録の電子化が進んだ場合に、それまでに実施しておかなければならない工夫例としては、何らかの形で陳述する主張書面の通数を制限する訴訟指揮を行うことが考えられる。ペーパーレスの状態で、裁判官が両当事者から提出された多数の主張書面を見比べる方法で記録を検討するのは、実際上不可能に近い。

### (3) 立証等の在り方

- ・ 専門訴訟に限られないが、印影の同一性の確認（対応するソフトウェアが必要になると思われるが、一方の文書ファイルの印影の透過率を上げ、もう一方の文書ファイルの印影と重ねることにより同一性の確認ができる。）や、録音媒体と反訳文との一覧確認（これも対応するソフトウェアが必要になると思われるが、文書ファイルに録音データを同期し、聞いている音声部分を反訳文上の文字でも追えるようにする。）

### (4) 期日等の在り方

#### ア 期日前の準備、期日間のやり取り

- ・ 事案・場面等に応じて、期日前に争点や求釈明事項等（争点メモの関連する記載に脚注を付け、X①、X②、Y①等として求釈明を記載することが多い）を整理したメモをアップロードし、期日でメモに基づいて確認、協議等を行う。
- ・ 連絡事項等は、チームズのメッセージにメンション機能を用いて適宜投稿し、代理人とやりとりしている。
- ・ 口頭議論を求める場合は、ウェブ会議の期日前に期日メモをチームズにアップして期日における議論のテーマを予告している。

#### イ 期日等における画面共有機能の利用

（図面等）

- ・ 医療事件や建築事件において、人体や建物の図面などをウェブ会議上で共有した上で、当事者に主張を図面上で具体的に説明してもらうことが、審理運営上の工夫として考えられる（例えば、手術中の手技が問題となる事案であれば、当該手技の具体的内容や注意義務違反に当たる具体的な内容を、建物の瑕疵が問題となる事案であれば、当該建物の構造や主張している瑕疵の具体的な内容を説明してもらうことが考えられる。）。
- ・ 現場の状況や再現動画、電子情報（電子カルテや財務諸表等）を各々がパソコン上で

共有しながら協議を行う。

- ・ 建築訴訟における瑕疵や、交通事故における事故態様等について、共有した図面を利用し、図面への書き込み等を行いながら問題点を口頭議論する。

(一覧表等)

- ・ 交通訴訟の一覧表を画面共有して、主張立証状況の確認や今後の進行について口頭協議
- ・ 医療訴訟において、裁判所が把握している当事者の主張の構造をイメージ図にして、これをチームズ上で画面共有し議論した事例がある。

#### ウ 現地中継

- ・ フェーズ3実施後、一方の当事者の代理人が現地に行ってウェブ会議での期日を行い、ウェブカメラで現地の状況を裁判所及び当事者で確認し、争点整理を進める。
- ・ 建築訴訟において、現地の状況をウェブ上で確認しながら争点整理を進めることが考えられる。

#### エ ファイル共有機能を利用した期日等の結果等の共有

- ・ 医療訴訟において、過失の主張について裁判所の疑問点を伝えるなど口頭議論を活発に行い、ウェブ上に記録し、当日の議論の結果を代理人との間で共有している。
- ・ 事案・場面等に応じて、期日後に協議結果や次回期日までの準備事項（追加で補足等を記載することもある）、提出期限等を記載したメモをアップロードする。

### (5) 専門的知見の獲得の在り方

#### (専門委員のウェブ参加)

- ・ ウェブ会議を利用した専門委員の口頭説明。弁護士以外の者とのコミュニケーションは顔の見える形で行うことのメリットが大きい。また、遠隔地の専門家関与のハードルを下げる事が可能である。
- ・ IT関連訴訟において、遠方に所在する専門委員にはウェブ会議で弁論準備手続に参加してもらい、そこでの口頭説明の内容を期日直後に文書化しアップロードしてもらうなどして、裁判所や当事者の理解を助け、認識の共有を図っている。

#### (専門的知見の獲得方法)

- ・ 現在書面照会として行われている専門家の意見反映を、専門家のコメント動画として映像化し、チームズで共有することが考えられる。専門家からは書面作成が負担になること

を指摘されることが多いが、動画撮影によるコメントであれば負担はある程度減少し、さらに、一度コメントをもらった部分について、ウェブで参加してもらって口頭で補充してもらったり、さらに動画コメントを補充してもらうことも難しくないと思われる。(フェーズ3)

(6) 進行管理・審理計画の共有

- ・ フェーズ3が実現した場合は、各事件の審理を一つのプロジェクトに見立てて、プロジェクトの進捗一覧表を管理できるアプリ等をチームズに搭載し、審理計画として裁判官、書記官、代理人等が情報共有することが考えられる。